

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成19年3月7日(水)

社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

目 次

	頁
1 自殺対策の推進について	1
2 発達障害者の支援について	
(1) 発達障害者支援開発事業	4
(2) 発達障害者支援センター運営事業	5
(3) 発達障害者支援体制整備事業	5
3 高次脳機能障害者の支援について	5
4 自立支援医療について	6
5 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について	
(1) 精神科救急医療体制の整備の推進について	6
(2) 精神科病院に対する指導監督等について	6
(3) 精神医療審査会の適切な運営等について	7
6 犯罪被害者対策等基本計画に基づく地方自治体との連携について	8
7 心の健康づくりについての各般の取り組み	
(1) 大規模な災害・事件・事故の際の心のケア対策について	8
(2) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について	9
(3) 精神障害の正しい理解のための普及・啓発について	9
8 心神喪失者等医療観察法について	
(1) 指定入院医療機関の整備	10
(2) 指定通院医療機関等の確保	10

1 自殺対策の推進について

我が国における自殺者は、平成9年までは2万5千人前後で推移していたが、平成10年に3万人を超え以後その水準で推移している。そうした中、平成18年10月には自殺対策基本法が施行されたところであるが、同法においては地方公共団体の責務についても規定されたことから、同法の基本理念・基本施策を踏まえ、各都道府県等においては、より一層の自殺対策の推進をお願いしたい。

自殺対策基本法が施行されたことを踏まえ、平成18年度まで実施していた「こころの健康づくり地域関係者研修事業」及び「こころの健康づくり普及啓発事業」を見直し、平成19年度からは「地域自殺対策推進事業」を行うこととしている。本事業は、先進的な自殺対策に資する取組を実施しようとしている地区を選定し、それぞれの地域の実情等に適応した自殺対策を行いこれを検証することにより、効果的な自殺対策を全国に普及させることを目的とした事業である。（2、3ページ参照）本事業の実施要綱については、本年度内に発出し、事業計画の提出期限を平成19年5月を目途としたいと考えている。

同法の施行を踏まえ、政府においても、内閣府を中心として自殺総合対策大綱の検討を進めているほか、厚生労働省においても、相談体制の充実、普及啓発の推進などに努めている。平成18年10月には、国立精神・神経センター精神保健研究所内に自殺予防総合対策センターを設置し、知見や情報の集積、同センターを中心とした民間団体等との連携強化に努めている。同センターにおいては、各自治体の自殺対策の推進に資するよう、情報収集・提供機能を強化していくこととしていることから、各自治体が行っている自殺対策について、同センターに情報提供いただけるよう御協力をお願いしたい。

さらに、平成19年度からは、従来から国立保健医療科学院で行っている「地域精神保健指導者（自殺・こころの健康問題）研修」に加え、自殺予防総合対策センターにおいて新たに「自殺関連相談員の研修事業」を行うこととしており、これらの研修に対して、関係機関に所属する職員の派遣を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

このほか、平成18年12月から「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」を実施しているところである。

平成19年度におけるこころの健康づくり対策事業について

～平成18年度

こころの健康づくり地域関係者研修事業

心の健康問題に関する知識や対応方法を習得している地域精神保健従事者を中心として、地域関係者に対して当該地域に適合した心の健康づくり対策に関する研修を実施し、地域における心の健康づくり対策の充実及び自殺予防対策の強化を図る。

平成18年度予算額:30,320千円

こころの健康づくり普及啓発事業

当該地域に適した方策を検討し、心の健康保持、増進に関する取組や広報活動など、各種普及啓発活動を行ない、地域における心の健康問題に関する正しい理解を促進することを目的とする。

平成18年度予算額:39,190千円

(実施主体:都道府県、指定都市 補助率:定額補助)

平成19年度

地域自殺対策推進事業

先進的な取り組みを実施しようとしている地区を選定し、それぞれの地域の実情等に適合した自殺対策を行い、その成果をデータとともに国に報告し、一般化させることより、効果的な自殺対策を全国に普及させることを目的とする。

平成19年度予算案:128,880千円

実施か所:10～20か所

(実施主体:都道府県、指定都市 補助率:定額補助)

地域自殺対策推進事業について

1. 自治体で地域における自殺の実情を調査・分析し、その実情に対応する自殺対策（自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応を盛り込んだもの）を原則3ヶ年の事業計画として提出。その際に特に重点をおく事業とその根拠を明確にしておく。（事前評価委員会の設置）
2. 国において、地域の特性及びその対策の先進性、斬新性と地域ブロックを考慮して10～20地域を採択。
3. 自治体において毎年、中間報告（最終年には最終報告）を行うこととし、特に重点的な対策に関する効果を中心に検証を行い、検証を行ったデータとあわせて事業実績報告を国へ提出する。（中間・事後評価委員会の設置）
なお、中間報告において検証が不十分である場合は、翌年度国庫補助の対象とならないことも有り得る。
4. 自治体からの事業実績報告を踏まえて、国においては、自殺予防総合対策センターと連携して、有効な自殺対策を地域の特性に応じて一般化（例：うつ病の罹患率が高い地域においては、〇〇という手法が効果的等）し、各自治体あて情報提供を行う。

効果的な自殺対策を全国に普及

2 発達障害者の支援について

「発達障害者支援法」が平成17年4月に施行され、厚生労働省においては、発達障害対策戦略推進本部を設置し、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図る観点から医療施策、保健施策、福祉施策、就労施策等の制度横断的な関連施策の調整及び推進を図っているところである。

障害保健福祉分野では以下のような取り組みを行うこととしており、各自治体で積極的な取り組みをお願いしたい。

(1) 発達障害者支援開発事業

平成19年度より新たに、発達障害者支援のモデル事業を実践・評価し、有効な発達障害者支援手法を開発・確立する「発達障害者支援開発事業」を実施することとしている。

本事業におけるモデル事業については、各ライフステージに応じた支援手法を開発するため、次に掲げるようなモデル事業を検討している。

① 幼児発達支援手法の開発モデル事業

発達障害児に対して効果的な発達支援を早期（就学前）に行い、その効果を検証することにより、幼児発達支援手法の開発を行う。

② 発達障害児などの家族支援プログラムの開発モデル事業

発達障害児に対する子育て支援を含む家族支援を行い、その効果を検証することにより、家族支援プログラムの開発を行う。（ペアレント・トレーニング等）

③ 地域生活を円滑に行うための成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発モデル事業

発達障害児（者）の行動障害や二次障害を早期発見し、地域で安定した生活を送るための支援を行い、その効果を検証することにより、成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発を行う。

④ 社会参加・就労への準備性を育てるプログラムの開発モデル事業

発達障害児（者）の基本的なコミュニケーション支援など社会適応のための支援を行い、その効果を検証す

(2) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センター運営事業は、都道府県が行う専門的・広域的な相談支援事業に位置付けられており、発達障害者に対する第一義的な相談支援を市町村において適切に行うことができるよう、市町村職員等に対する研修及び普及啓発を積極的に実施し、市町村の相談支援機能の強化に努め、発達障害者支援センターが専門的・中核的な機能を最大限に発揮できるよう努められたい。

なお、発達障害者支援センターについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成19年度までに全都道府県及び指定都市に整備することとされていることから、未設置の自治体におかれては、早期の設置をお願いしたい。

(3) 発達障害者支援体制整備事業

本事業は圏域事業の成果を都道府県事業で設置する検討委員会において検証しながら望ましい支援体制の在り方を検討し、他の圏域に波及させていくものであり、都道府県事業と圏域事業を併せて実施することにより、より効果的な事業展開が期待されることから、すべての都道府県・指定都市において都道府県事業と圏域事業の双方を実施されたい。

上記のほか、障害者自立支援法の「児童デイサービス」については、障害児の早期療育に着目した制度であって、早期支援が必要な障害児にとって、有効な施策の一つであることに鑑み、市町村の保健相談事業等と連携を図り積極的に活用されたい。

3 高次脳機能障害者の支援について

高次脳機能障害者の支援については、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業において、都道府県が行う専門的な相談支援として高次脳機能障害支援普及事業を実施しているところである。しかしながら、その取組状況は一部の都道府県にとどまっているところである。高次脳機能障害は傷病によって住民に身近に発生する課題であることから、未実施の都道府県におかれては、高次脳機能障害支援普及事業の早期実施について検討されたい。

また、国立身体障害者リハビリテーションセンターを通じ、技術的支援として地方支援拠点機関等全国連絡協議会や研修会等を開催しているところであり、関係職員の資質の向上のため、自治体職員や支援拠点機関等関係機関に所属する職員の派遣について、特段の配慮をお願いしたい。

4 自立支援医療について

生活保護受給者の人工透析に係る医療費については、本来、更生医療において負担すべきものであったところ、これまで、予算上の理由がある場合は医療扶助により対応しても差し支えないとする取扱いとしていたところであるが、障害者自立支援法の施行による自立支援医療（更生医療）に係る利用者負担の見直し等を契機とし、本年3月診療分から自立支援医療（更生医療）により支給することとしたところである。今回の移行に伴う事務手続き等の詳細については、既に事務連絡によりお知らせしたところであるが、自立支援医療（更生医療）の支給認定及び指定自立支援医療機関の指定等につき遺漏のないようお願いする。

5 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について

（1）精神科救急医療体制の整備の推進について

精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、都道府県・指定都市がそれぞれの実情に応じて、精神科救急医療体制を整備されたい。

- ・精神科救急情報センターや休日・夜間対応の輪番制病院等を内容とした精神科救急医療システムを国庫補助事業を活用し、24時間体制により構築
- ・中核的なセンター機能を持つ救急医療施設を地域ごとに整備していく「精神科救急医療センター」の整備・運営を行うため国庫補助事業を活用した着実な整備
- ・医療保護入院等のための移送体制の整備
- ・医療及び保護の確保に急速を要する精神障害者について必要不可欠な応急入院指定病院の指定

（2）精神科病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進に当たっては、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいているところであるが、厚生労働省としても、近年の精神科病院における人権侵害事案の発生等にかんがみ、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事等が精神科病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神科病院実地検証」を実施しているところであるが、平成17年度に実地検証した結果、一部の精神科病院において、いまだに以下のような事例が見られた。

- ・病室が男女混合
- ・専用の面会室がない
- ・電話の使用時間等が制限されている

- ・預り金の管理が不適切
- ・任意入院・医療保護入院時の診察・告知行為が診療録等で確認できない
- ・隔離・身体的拘束の際の診察・告知行為が診療録等で確認できない
- ・同意能力の乏しい者、隔離・身体的拘束が継続的に行われているものが任意入院となっている

なお、平成16年度及び平成17年度において厚生労働省が都道府県及び指定都市に対して実施した指導監査の指摘事項を参考資料として付けているので参照されたい。

また、新聞報道等においても、患者同士による暴行、隔離処遇中の患者の死亡など、複数報告されている。

精神科病院入院者の適切な処遇の確保等については、都道府県知事等は、精神科病院に対する実地指導後の措置として、改善計画書の提出を求め、若しくは提出された改善計画書の変更を命じ、これらの命令に従わない場合には医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされてるところであり、各都道府県・指定都市においては、貴管内医療機関に対し実地指導等を実施する際には、精神保健福祉法及び関係通知（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知「精神科病院の指導監督等の徹底について」等）の趣旨を踏まえ、一層の指導の強化を図るようお願いしたい。

併せて、障害者自立支援法による精神保健福祉法の改正に伴い、平成18年10月より、改善命令等に従わない精神科病院の公表制度、改善命令を受けたことがある精神科病院に対する任意入院者の病状報告、医療保護入院及び応急入院等に係る特例措置の導入などが行われたところであり、ご留意願いたい。

(3) 精神医療審査会の適切な運営等について

精神医療審査会は在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであるが、退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均日数が1か月を超える自治体があるなど不適正な状況が引き続き見受けられる。中には2か月を超える自治体があるなど極めて不適正な状況も散見されている。

各都道府県・指定都市におかれては、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るように徹底されたい。

また、先般の精神保健福祉法の改正に伴い、平成18年10月より審査会の委員構成の弾力化が図られ、現行の「医療委員3名、法律委員1名、その他学識委員1名」から「医療委員2名以上、法律委員1名以上、その他学識委員1名以上」に改正されたので、適正な運用をお願いしたい。

6 犯罪被害者対策等基本計画に基づく地方自治体との連携について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条に基づき策定された犯罪被害者対策等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）では、精神的被害について「犯罪被害者等の治療を行える専門家・施設が不足しており、身近な地域で適切な医療や福祉サービスを受けられないとの指摘がある」、「医療関係者においても理解が十分とは言えず、その診療やケアに関する研究の遅れや、専門家・施設の不足により、多くの犯罪被害者等が精神面の思い症状を負いながら、適切な診療やケアを受けられず、社会から孤立していると指摘されている」、「治療や回復の過程でかかわらざるを得ない関係機関において、配慮に欠けた対応をされることによって受ける二次的被害がある」と指摘され、「身体に関する救急医療と同様に被害直後から適切な診療や援助を受けられるようにする必要がある」とされているところである（Ⅲ重点課題 ②精神的・身体的被害の回復・防止への取組）。

このため、V 重点課題に係る具体的施策 において、PTSD等専門家の養成等を行っていくこととされているところであり、各地方自治体におかれても以下のような取組について積極的に実施していただきたい。

- ・保健所及び精神保健福祉センターにおいて相談支援を行っている旨の周知・広報
- ・医療機関や保護施設職員等に対するPTSD対策専門家養成研修の周知・広報
- ・各自治体における地方版専門家養成研修会の開催

7 心の健康づくりについての各般の取り組み

（1）大規模な災害・事件・事故の際の心のケア対策について

自然災害ならびに犯罪、事故などの人為災害において、いわゆる「心のケア」の必要性が強く認識されているところである。このため、心の健康問題への対応を強化する観点から、各都道府県・指定都市に対し、平成15年1月に「災害時の地域精神保健医療に関するガイドライン」を示したところであるが、引き続き当ガイドライン等を活用しつつ、災害等の発生時における「心のケア」への対応体制の確立にご協力願いたい。

また、精神保健福祉センター、保健所、病院などに勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（外傷後ストレス障害）に関する専門的な養成研修を実施してきているところである。については、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただき、本研修の修了者名簿についても活用され、関係機関の連携強化を図っていただきたい。

貴都道府県内において、災害や犯罪等が起きた場合の被害者の心のケア対策を行っていく際には、これらの積極的な活用について十分留意いただきたい。

(2) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分ではないことから、平成13年度から、精神保健福祉センター、児童相談所、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施している。については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただきたい。また、別途配布している研修修了者の名簿についても活用され、関係機関との連携強化を図っていただきたい。

(3) 精神障害の正しい理解のための普及・啓発について

精神障害者の社会復帰、地域生活の支援を推進する上でも、また、国民の心の健康づくりを進める上でも、心の健康問題や精神疾患に対する正しい理解の普及は非常に重要であると考えている。

については、各都道府県等におかれては、広報誌における記事、各種イベントにおける展示などあらゆる媒体・機会を通じて、正しい理解に向けての普及啓発にご尽力をいただきたい。

また、『「こころのバリアフリー宣言」～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～』のポスターを都道府県・指定都市宛送付するので、引き続き広く周知を図られるようお願いしたい。

8 心神喪失者等医療観察法について

(1) 指定入院医療機関の整備

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第5項の指定入院医療機関の整備については、平成17年10月28日障発第1028002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の指定入院医療機関の整備について（依頼）」に基づき進めているところであり、現在10か所が開棟し、平成19年度末までには、国立病院等の医療機関としては合計14か所の整備が完了する予定であり、また、都道府県関係としては、4か所が建設中あるいは整備予定となっている。

引き続き、各都道府県においては、対象者の円滑な社会復帰の促進を図るため、可能な限り各地域で医療が受けられるようにすることが重要であることに鑑み、人口規模にかかわらず、都道府県立病院による指定入院医療機関の整備について十分に検討するとともに、現状において整備困難である場合は、将来の整備に向けて、建て替え整備計画、医療計画への具体的な記載について対応を検討願いたい。

(2) 指定通院医療機関等の確保

指定通院医療機関については、地域偏在があり対象者の円滑な社会復帰の促進を図るためには可能な限り各地域で医療が受けられるようにすることが重要であること、また、鑑定入院を引き受ける医療機関については、対象者の増による業務負担が増加していることから、引き続きその確保に向けてご協力願いたい

<参 考 资 料>

1	平成16年度及び平成17年度指導監査の実績	11
2	精神医療審査会関係資料	
(1)	都道府県別精神医療審査会の審査状況	18
(2)	退院等請求平均審査期間(都道府県・指定都市順)	19
(3)	退院等請求平均審査期間と審査件数	20
(4)	退院等請求平均審査期間(請求受理から意見聴取までの期間順)	21
3	精神保健福祉法10月施行の状況	
(1)	特定病院の認定状況等	22
(2)	措置入院者の定期病状報告(3ヶ月後)件数	22
(3)	精神医療審査会の委員数の変化	23
4	精神科病院関係資料	
(1)	開設者別精神科病院数及び精神病床数の年次推移	24
(2)	精神障害者申請・通報・届出及び処理状況の年次推移	25
(3)	都道府県別精神科病院数・精神病床数及び在院患者数等の状況	26
(4)	都道府県別年間在院患者延数等(精神病床)	27
(5)	都道府県別・入院形態別実地審査状況	28
(6)	都道府県別在院措置患者数(H14)	30
(7)	都道府県別在院措置患者数(H16)	31
(8)	精神病床の平均在院日数の年次推移	32
5	精神科救急医療システム整備事業実施状況	33

6	平成16年度精神保健福祉センター事業実績	
(1)	一般事業	44
(2)	特定相談事業(思春期)	45
(3)	特定相談事業(アルコール)	46
(4)	心の健康づくり推進事業	47
7	精神障害者保健福祉手帳関係	
(1)	精神障害者保健福祉手帳交付状況	48
(2)	地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧	49
8	発達障害者支援センター設置状況	51
9	指定入院医療機関の状況	52
10	精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定	53

1. 平成16年度及び平成17年度指導監査の実績

(1) 都道府県

自治体別		年度別	
		16	17
1	北海道		○
2	青森県		○
3	岩手県		○
4	宮城県	○	
5	秋田県		○
6	山形県		○
7	福島県		○
8	茨城県	○	
9	栃木県		○
10	群馬県	○	
11	埼玉県	○	
12	千葉県		○
13	東京都	○	
14	神奈川県	○	
15	新潟県		○
16	富山県		○
17	石川県		○
18	福井県		○
19	山梨県		○
20	長野県	○	
21	岐阜県	○	
22	静岡県	○	
23	愛知県	○	
24	三重県		○
25	滋賀県	○	
26	京都府		○
27	大阪府	○	
28	兵庫県	○	
29	奈良県	○	
30	和歌山県	○	
31	鳥取県	○	
32	島根県	○	
33	岡山県	○	
34	広島県		○
35	山口県		○
36	徳島県		○
37	香川県	○	
38	愛媛県		○
39	高知県		○
40	福岡県	○	
41	佐賀県	○	
42	長崎県	○	
43	熊本県		○
44	大分県	○	
45	宮崎県		○
46	鹿児島県		○
47	沖縄県		○
計		23	24

(2) 指定都市

自治体別		年度別	
		16	17
1	札幌市	○	
2	仙台市		○
3	さいたま市	○	
4	千葉市		○
5	横浜市	○	
6	川崎市		○
7	静岡市		○
8	名古屋市		○
9	京都市		○
10	大阪市	○	
11	神戸市	○	
12	広島市	○	
13	北九州市	○	
14	福岡市		○
計		7	7

全国計	30	31
-----	----	----

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 1/6

都道府県別	指摘事項	施設・指導の状況											医療・保護の状況												
		利用状況等			精神科病院の状況			実地指導				その他	措置入院(診察・届出・審査・確認)												
		①年間利用率105%超過施設	②年間利用率100%超過施設	③月別利用率100%超過施設	④指定時基準不適合	⑤医療従事者の不足	⑥常勤指定医の不足	⑦指定期限及び指定病床数の運用不適切	⑧病院の実施数不十分	⑨精神保健指定医の同行がない	⑩指導人指摘等Vが不十分	⑪指摘方法が不十分	⑫改善状況の確認が不十分	⑬県立病院が未設置	⑭医療従事者の不足等入指定病院以外V	計	①指定医の診察・選定等不適切	②申請書受理後の調査等遅延	③調査不十分で未診察	④指定医が自傷他害がないと診断したが措置と処理	⑤指定医が自傷他害があると診断したが措置不要と処理	⑥措置患者の入院先の不適入診察指定医の病院V	⑦実地審査を年1回実施していない	⑧新規措置者の入院3か月後の実地審査が非実施	
北海道		◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎			7											
青森県					◎				◎		◎		◎	4											◎
岩手県		◎	◎		◎	◎							◎	5											◎
宮城県					◎	◎							◎	3											
秋田県			◎		◎	◎				◎			◎	5											
山形県					◎					◎			◎	3											
福島県			◎			◎				◎			◎	4											
茨城県														0											
栃木県										◎				1											◎
群馬県														0											◎
埼玉県			◎											1											◎
千葉県										◎				1											◎
東京都						◎	◎		◎	◎			◎	5									◎	◎	◎
神奈川県										◎				1											◎
新潟県			◎		◎					◎			◎	4											◎
富山県			◎		◎	◎							◎	4											◎
石川県						◎				◎				2											
福井県			◎		◎								◎	3											
山梨県					◎					◎				2											◎
長野県		◎			◎	◎				◎			◎	5											
岐阜県					◎					◎				2											
静岡県									◎	◎				2											◎
愛知県			◎											1											
三重県						◎					◎			2											
滋賀県														0											◎
京都府										◎				1											◎
大阪府											◎	◎		2											◎
兵庫県													◎	1											
奈良県														0											
和歌山県										◎				0											◎
鳥取県					◎					◎	◎			3											

指摘事項	医療・保護の状況																	計		
	措置入院			医療保護入院						急入院		精神医療審査会								
	⑨ 仮退院の事後許可・目的外の許可がある場合等	⑩ 定期病状報告書の遅延	⑪ 措置解除手続等が不適切	⑫ 指定病床数以上の措置患者の入院	⑬ 緊急措置入院制度運用不適切	⑭ 移送手続に係る記録票への非記載	⑮ 移送の体制未整備	⑯ 移送手続等の状況	⑰ 医療保護入院退院届の遅延等	⑱ 同意書選任書の添付不適切	⑲ 法第33条第2項による入院が4週間以上ある	⑳ 実地審査が行われていない	㉑ 定期病状報告書の遅延等	㉒ 応急入院指定病院未設置	㉓ 応急入院制度の運用不適切	㉔ 入手続の遅れ含む	㉕ 開催していない月がある		㉖ 関係者の排除が不適切	㉗ 直近の合議体で審査していない等
北海道								○												1
青森県								○											○	3
岩手県	○							○				○								4
宮城県																				0
秋田県								○												1
山形県								○												1
福島県								○						○						2
茨城県								○												1
栃木県	○					○		○				○								5
群馬県								○												2
埼玉県														○				○		3
千葉県								○										○		4
東京都								○						○				○		5
神奈川県								○										○		3
新潟県								○										○		3
富山県						○		○												2
石川県					○			○			○		○							4
福井県								○												1
山梨県								○										○		3
長野県								○												1
岐阜県								○												1
静岡県																				1
愛知県													○							1
三重県								○												1
滋賀県																				1
京都府								○						○						3
大阪府								○												2
兵庫県								○												1
奈良県								○												1
和歌山県								○						○						3
鳥取県																				0

指摘事項	医療・保護の状況																	計			
	措置入院				医療保護入院						応入	急入	精神医療 審査会								
	⑨ 仮退院の事後許可・目的外の許可がある場合等	⑩ 定期病状報告書の遅延	⑪ 措置解除手続等が不適切	⑫ 指定病床数以上の措置患者の入院	⑬ 緊急措置入院制度運用不適切	⑭ 移送手続に係る記録票への非記載	⑮ 移送の体制未整備	⑯ 移送手続等の状況	⑰ 医療保護入院届の遅延等	⑱ 同意書選任書の添付不適切	⑲ 法第33条第2項による入院が4週間以上ある	⑳ 実地審査が行われていない	㉑ 定期病状報告書の遅延等	㉒ 応急入院指定病院未設置	㉓ 応急入院制度の運用不適切へ手続の遅れ含む	㉔ 開催していない月がある	㉕ 関係者の排除が不適切		㉖ 直近の合議体で審査していない等	㉗ 審査結果通知の遅延	
都道府県別																					
島根県																			0		
岡山県								◎											2		
広島県								◎											2		
山口県								◎						◎					3		
徳島県						◎		◎										◎	4		
香川県								◎											1		
愛媛県								◎										◎	3		
高知県								◎											2		
福岡県																		◎	1		
佐賀県														◎					2		
長崎県																			1		
熊本県								◎											2		
大分県								◎						◎					3		
宮崎県								◎											1		
鹿児島県								◎						◎				◎	4		
沖縄県								◎										◎	3		
札幌市								◎											1		
仙台市								◎											1		
さいたま市														◎					2		
千葉市								◎						◎					2		
横浜市																			0		
川崎市						◎		◎					◎					◎	5		
名古屋市								◎										◎	2		
京都市								◎											1		
大阪市								◎											1		
神戸市								◎											1		
広島市																			0		
北九州市																			0		
福岡市						◎		◎				◎	◎					◎	5		
指摘件数	0	2	0	0	0	1	5	0	46	0	0	0	4	5	10	0	0	2	14	119	
指摘自治体数																					54

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 5/6

都道府県別	指摘事項	公費負担					社会復帰施設				その他						合計	
		①通院医療費のそ及承認がある	②医療費申請受理から1か月以内に決定が行われていない	③扶養義務者・所得税額の把握不十分	④費用徴収額の認定へ再認定Vが行われていない	⑤レセプト等の審査点検が不十分	①施設の設置が不十分	②指導監督実施状況が不十分	③施設利用状況報告書未提出	④要領不十分へ指摘基準未整備V	計	①地方精神保健福祉審議会総合部会非開催	②手帳交付事務が不適切	③社会適応訓練事業協議会未設置・非開催	④精神保健福祉相談員未配置	⑤自由入院という独自の入院形態で入院させていた		⑥退院等請求の処理が不適切
北海道					◎	1				0							0	9
青森県						0	◎			1							0	8
岩手県				◎		1				0							0	10
宮城県						0	◎			1							0	4
秋田県						0				0							0	6
山形県				◎		1				0							0	5
福島県		◎				1				0	◎						1	8
茨城県						0				0							0	1
栃木県				◎		1		◎		1							0	8
群馬県				◎		1				0							0	3
埼玉県						0				0							0	4
千葉県		◎		◎		2				0	◎						1	8
東京都						0				0							0	10
神奈川県				◎		1	◎			1							0	6
新潟県						0				0							0	7
富山県						0				0							0	6
石川県						0				0							0	6
福井県		◎				1				0	◎						1	6
山梨県		◎		◎		2				0	◎						1	8
長野県						0				0							0	6
岐阜県						0				0							0	3
静岡県				◎		1				0							0	4
愛知県						0				0							0	2
三重県						0				0							0	3
滋賀県						0	◎			1							0	2
京都府						0				0							0	4
大阪府						0	◎			1							0	5
兵庫県						0				0							0	2
奈良県						0				0							0	1
和歌山県						0	◎			1							0	4
鳥取県						0				0							0	3

都道府県別	指摘事項	公費負担				社会復帰施設				その他						合計						
		①通院医療費のそ及承認がある	②医療費申請受理から1か月以内に決定が行われていない	③扶養義務者・所得税額の把握不十分	④費用徴収額の認定へ再認定Vが行われていない	⑤レセプト等の審査点検が不十分	①施設の設置が不十分	②指導監督実施状況が不十分	③施設利用状況報告書未提出	④要領不十分へ指摘基準未整備V	①地方精神保健福祉審議会総合部会非開催	②手帳交付事務が不適切	③社会適応訓練事業協議会未設置・非開催	④精神保健福祉相談員未配置	⑤自由入院という独自の入院形態で入院させていた		⑥退院等請求の処理が不適切					
島根県					0				0						0	1						
岡山県					◎ 1				0						0	4						
広島県		◎			1				0		◎				1	6						
山口県		◎			◎ 2				0		◎				1	10						
徳島県		◎			1				0		◎				1	8						
香川県					0				0						0	1						
愛媛県					0				0						0	4						
高知県		◎			1				0		◎				1	8						
福岡県					0				0						0	2						
佐賀県					0				0						0	3						
長崎県					0				0						0	4						
熊本県					0				0						0	2						
大分県					0	◎		◎	2						0	8						
宮崎県					0				0		◎				1	4						
鹿児島県					0	◎			1						0	11						
沖縄県		◎			1				0		◎				1	8						
札幌市					0				0						0	1						
仙台市					0	◎			1					◎	1	3						
さいたま市					0				0						0	2						
千葉市					0				0						0	3						
横浜市					0				0						0	0						
川崎市					0				0						0	5						
名古屋市					0				0						0	3						
京都市					0				0						0	2						
大阪市				◎ ◎	2	◎			1						0	4						
神戸市					0				0						0	2						
広島市					0				0						0	2						
北九州市					◎ 1				0						0	1						
福岡市				◎	1				0						0	8						
指摘件数		0	9	0	2	13	24	0	10	1	1	12	0	10	0	0	0	0	1	11	282	
指摘自治体数							20	指摘自治体数													11	59

2. 精神医療審査会関係資料

(1) 都道府県別精神医療審査会の審査状況

平成17年度

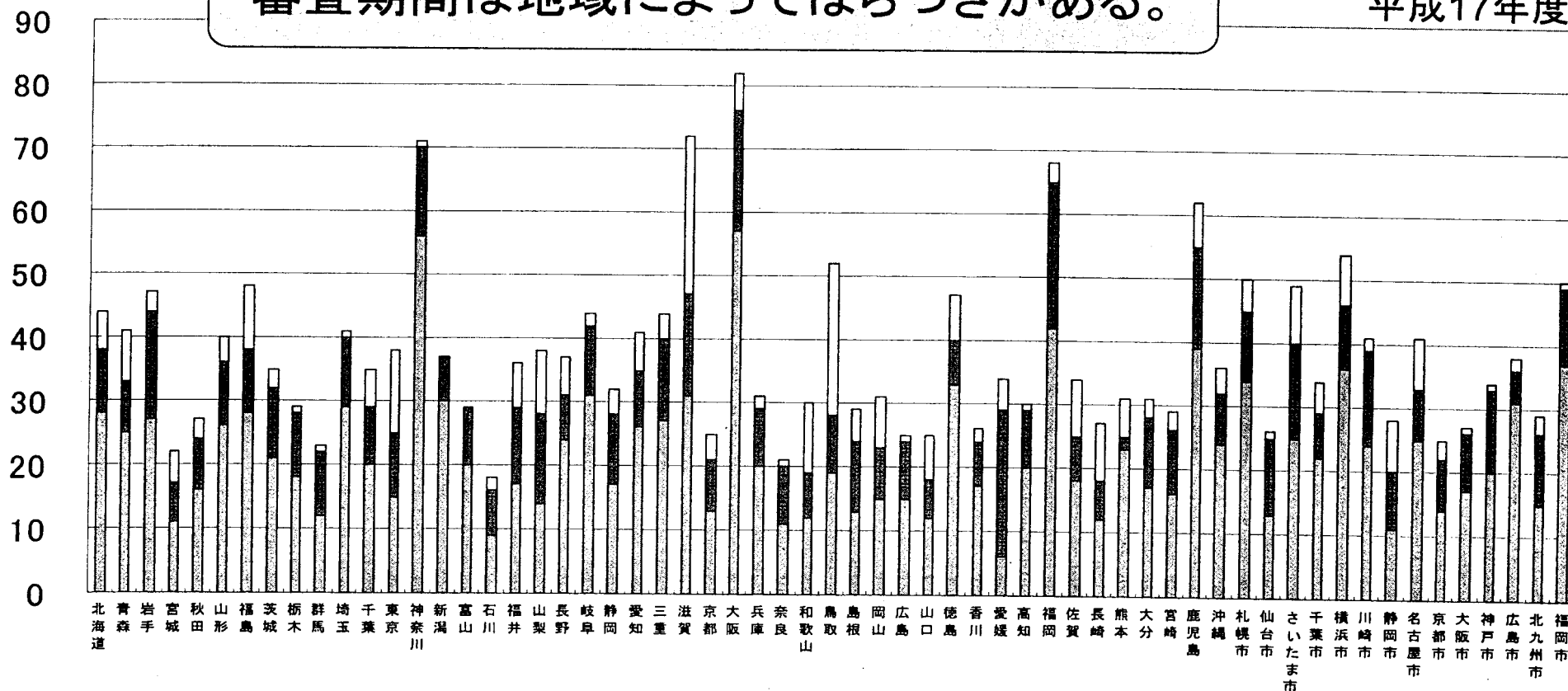
	定期報告(医療保護入院)			定期報告(措置入院)			退院請求		処遇改善請求	
	審査件数	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果	審査件数	審査結果
		他の入院形態への移行が適当	入院継続不要		他の入院形態への移行が適当	入院継続不要				
北海道	1774	0	0	84	0	0	21	3	0	0
青森県	822	0	0	35	0	0	26	1	1	0
岩手県	624	0	0	55	3	0	9	0	0	0
宮城県	749	0	0	3	0	0	9	0	0	0
秋田県	1132	0	0	20	0	0	18	0	3	1
山形県	808	0	0	19	0	0	11	0	3	0
福島県	1662	0	0	46	0	0	39	0	3	0
茨城県	1515	0	0	55	0	0	9	0	0	0
栃木県	1375	0	0	56	0	0	15	0	0	0
群馬県	1542	0	0	12	0	0	46	0	7	0
埼玉県	4387	0	0	163	0	0	47	2	6	0
千葉県	3083	0	0	50	0	0	61	0	1	0
東京都	5350	0	0	59	0	0	136	7	13	1
神奈川県	2161	0	0	17	0	0	33	3	5	0
新潟県	2852	0	0	22	0	0	37	0	7	0
富山県	1392	0	0	38	0	0	19	0	0	0
石川県	1202	0	0	13	0	0	21	1	2	0
福井県	477	0	0	24	0	0	9	1	1	0
山梨県	668	0	0	19	1	0	8	0	0	0
長野県	848	0	0	76	0	0	21	1	1	0
岐阜県	959	0	0	46	0	0	27	2	0	0
静岡県	1314	0	0	32	0	0	47	3	2	0
愛知県	2183	0	0	86	0	0	95	0	11	0
三重県	1076	0	0	13	0	0	9	0	3	0
滋賀県	770	0	0	74	0	0	11	1	1	0
京都府	578	0	0	10	0	0	59	0	2	1
大阪府	4821	0	0	19	0	0	115	27	29	4
兵庫県	1656	0	0	51	0	0	47	2	15	0
奈良県	1078	1	4	15	2	0	49	6	3	0
和歌山県	703	0	0	8	0	0	11	0	0	0
鳥取県	473	0	0	25	0	0	25	0	2	0
島根県	807	0	0	15	0	0	30	0	1	0
岡山県	1275	0	0	43	1	0	103	0	6	0
広島県	1793	0	0	118	0	0	26	1	1	0
山口県	2195	0	0	20	0	0	19	0	2	0
徳島県	572	0	0	57	0	0	36	2	3	0
香川県	314	0	0	3	0	0	63	2	0	0
愛媛県	1334	0	0	84	0	0	8	0	2	0
高知県	783	0	0	22	0	0	11	0	0	0
福岡県	2996	0	0	125	0	0	150	34	8	0
佐賀県	995	0	0	88	0	0	27	3	1	0
長崎県	1286	1	0	59	2	0	23	0	2	1
熊本県	2473	0	0	128	0	0	25	0	4	0
大分県	1416	0	0	48	0	0	15	0	1	0
宮崎県	775	0	0	4	0	0	19	0	1	0
鹿児島県	2057	0	0	138	0	0	64	5	10	0
沖縄県	1036	0	0	47	0	0	39	0	0	0
札幌市	1974	0	0	49	0	0	33	3	1	0
仙台市	577	0	0	1	0	0	2	1	0	0
さいたま市	413	0	0	8	0	0	22	3	0	0
千葉市	507	0	0	3	0	0	20	0	1	0
横浜市	1865	0	0	15	0	0	61	0	8	0
川崎市	422	0	0	10	0	0	9	0	2	0
静岡市	139	0	0	4	0	0	10	0	1	0
名古屋市	1165	0	0	75	0	0	37	2	5	0
京都市	954	0	1	7	0	0	16	0	2	0
大阪市	0	0	0	26	1	0	13	4	0	0
神戸市	966	2	0	6	0	0	7	0	2	0
広島市	753	0	0	51	0	0	41	1	0	0
北九州市	680	0	0	40	0	0	22	2	6	1
福岡市	811	0	0	40	0	0	38	3	2	1
合計	83367	4	5	2579	10	0	2079	126	193	10

資料: 衛生行政報告例

(2) 退院等請求平均審査期間 (都道府県・指定都市順)

審査期間は地域によってばらつきがある。

平成17年度



■ 請求受理から意見聴取まで ■ 意見聴取から審査まで □ 審査から結果通知まで

注) 退院等請求 = 退院請求 + 処遇改善請求

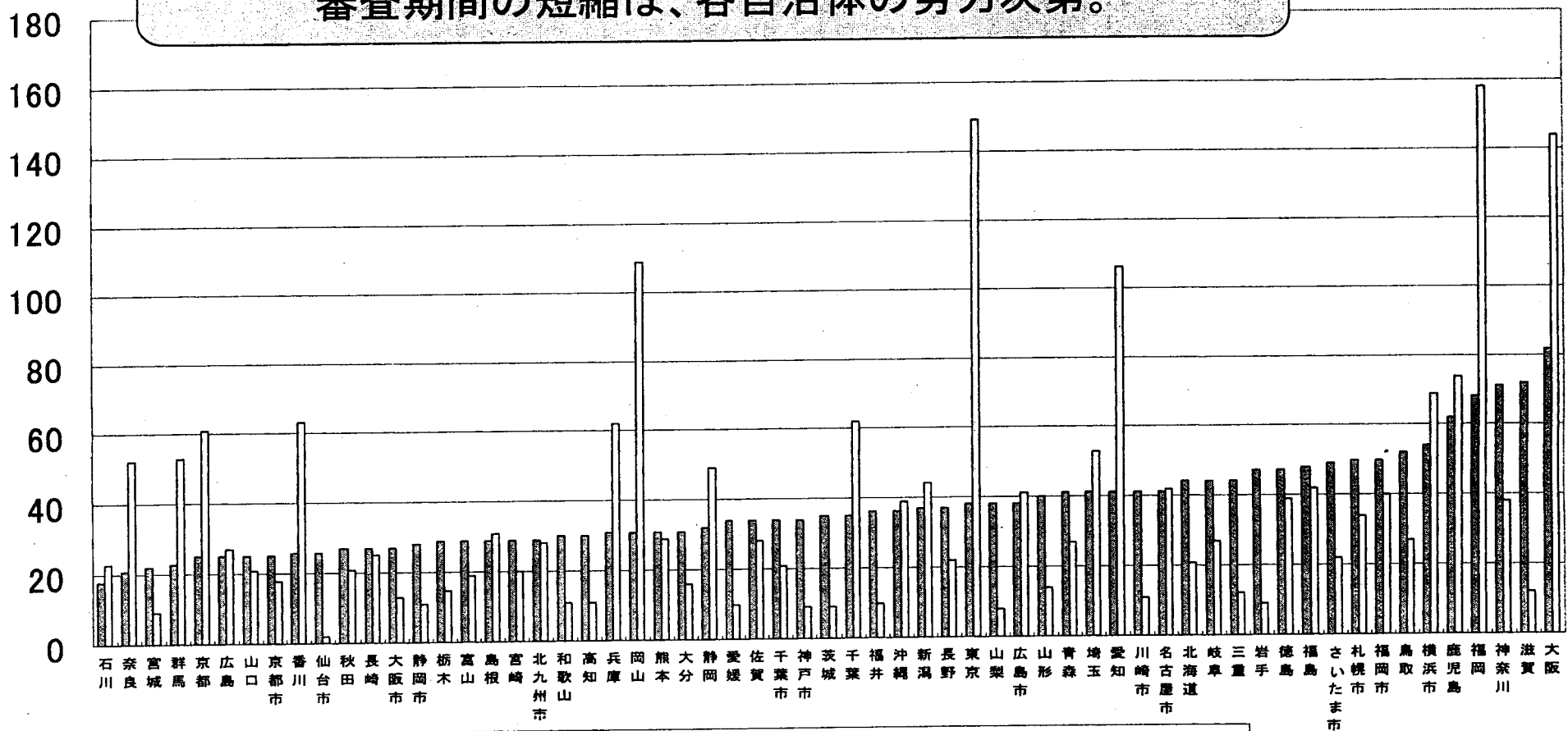
資料: 精神・障害保健課調

(3) 退院等請求平均審査期間と審査件数

審査件数が多いからと言って、審査期間が長いわけではない。
 審査期間の短縮は、各自治体の努力次第。

平成17年度

日/件



■ 退院等請求平均審査期間 □ 退院等請求審査件数

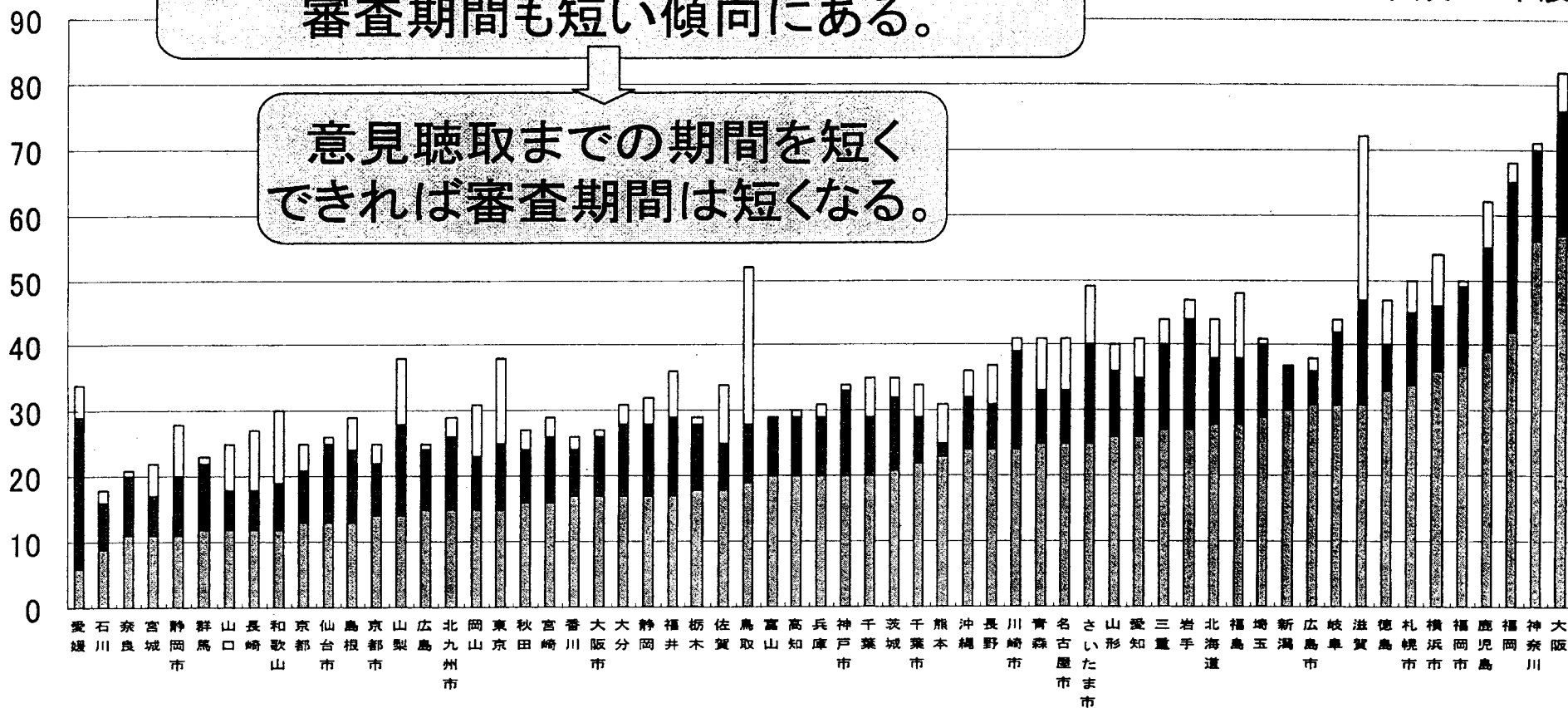
資料: 審査期間は精神・障害保健課調、審査件数は衛生行政報告例

(4) 退院等請求審査期間 (請求受理から意見聴取までの期間順)

平成17年度

意見聴取までの期間が短い自治体は
審査期間も短い傾向にある。

意見聴取までの期間を短く
できれば審査期間は短くなる。



■ 請求受理から意見聴取まで ■ 意見聴取から審査まで □ 審査から結果通知まで

資料:精神・障害保健課調

3. 精神保健福祉法10月施行の状況

(1) 特定病院の認定状況等

H18.10.1~H18.12.31

	特定病院数	特例措置を採ることができる応急入院指定病院数	特定医師による医療保護入院数	特定医師による医療保護入院数(第33条第2項)	特定医師による応急入院数
北海道	3	3	0	0	0
青森	1	0	1	1	0
岩手	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0
秋田	1	1	0	0	0
山形	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0
埼玉	1	1	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0
富山	1	1	1	0	0
石川	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0
山梨	1	1	4	2	0
長野	0	12	0	0	0
岐阜	2	2	0	0	0
静岡県	4	5	7	1	1
愛知	0	0	0	0	0
三重	5	5	4	2	0
滋賀	4	4	0	0	0
京都	1	1	1	0	0
大阪	5	5	3	2	0
兵庫県	6	6	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0
鳥取	3	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0
広島	6	6	2	1	0
山口	2	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0
愛媛	2	2	0	0	0
高知	3	3	2	0	0
福岡	0	0	0	0	0
佐賀	1	1	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0
熊本	2	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0
沖縄	2	2	0	0	0
札幌市	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0
横浜市	1	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0	0
名古屋市	2	2	1	0	1
京都市	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0
神戸市	2	2	0	0	0
広島市	1	1	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	0
合計	62	66	26	9	2

資料:精神・障害保健課調

(2) 措置入院者の定期病状報告(3ヶ月後)件数

H18.10.1~H18.12.31

	措置入院者の3ヶ月後定期病状報告件数
北海道	2
青森	0
岩手	1
宮城	2
秋田	6
山形	0
福島	2
茨城	5
栃木	2
群馬	0
埼玉	10
千葉	6
東京都	10
神奈川県	2
新潟	3
富山	4
石川	2
福井	3
山梨	1
長野	9
岐阜	0
静岡県	2
愛知	5
三重	0
滋賀	4
京都	0
大阪	6
兵庫県	2
奈良	0
和歌山	0
鳥取	1
島根	2
岡山	3
広島	12
山口	1
徳島	3
香川	0
愛媛	2
高知	2
福岡	0
佐賀	8
長崎	2
熊本	6
大分	3
宮崎	1
鹿児島	3
沖縄	6
札幌市	3
仙台市	0
さいたま市	3
千葉市	0
横浜市	0
川崎市	2
静岡市	2
名古屋市	2
京都市	4
大阪市	1
堺市	0
神戸市	1
広島市	2
北九州市	2
福岡市	5
合計	171

(3)精神医療審査会の委員数の変化

平成17年4月1日現在

平成18年10月1日現在

増減

	平成17年4月1日現在				平成18年10月1日現在				増減			
	精神障害者の医療に 関し学識経験を有する者	法律に関し 学識経験を有する者	その他の 学識経験を有する者	合計	精神障害者の 医療に 関し学識経験を有する者	法律に関し 学識経験を有する者	その他の 学識経験を有する者	合計	精神障害者の 医療に 関し学識経験を有する者	法律に関し 学識経験を有する者	その他の 学識経験を有する者	合計
北海道	9	5	1	15	9	3	3	15	0	-2	2	0
青森	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
岩手	7	3	3	13	9	3	3	15	2	0	0	2
宮城	9	4	3	16	9	4	3	16	0	0	0	0
秋田	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
山形	9	4	4	17	9	4	4	17	0	0	0	0
福島	7	4	4	15	6	4	4	14	-1	0	0	-1
茨城	7	5	3	15	7	5	3	15	0	0	0	0
栃木	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
群馬	12	4	4	20	14	4	5	23	2	0	1	3
埼玉	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
千葉	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
東京都	19	7	7	33	19	7	6	32	0	0	-1	-1
神奈川県	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
新潟	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
富山	8	5	2	15	8	5	2	15	0	0	0	0
石川	6	2	2	10	6	2	2	10	0	0	0	0
福井	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
山梨	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
長野	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
岐阜	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
静岡県	9	6	6	21	9	6	6	21	0	0	0	0
愛知県	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
三重	9	3	3	15	12	3	3	18	3	0	0	3
滋賀	16	4	4	24	14	5	5	24	-2	1	1	0
京都	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
大阪	15	5	5	25	15	5	5	25	0	0	0	0
兵庫	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
奈良	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
和歌山	11	3	3	17	11	3	6	20	0	0	3	3
鳥取	5	2	4	11	5	2	4	11	0	0	0	0
島根	11	3	6	20	11	3	6	20	0	0	0	0
岡山	9	3	3	15	12	4	4	20	3	1	1	5
広島	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
山口	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
徳島	6	2	2	10	8	2	2	12	2	0	0	2
香川	9	5	4	18	9	5	5	19	0	0	1	1
愛媛	13	2	4	19	12	2	4	18	-1	0	0	-1
高知	9	4	5	18	10	4	7	21	1	0	2	3
福岡	12	4	3	19	12	4	4	20	0	0	1	1
佐賀	6	4	2	12	6	4	5	15	0	0	3	3
長崎	9	3	3	15	11	4	4	19	2	1	1	4
熊本	6	5	4	15	7	5	5	17	1	0	1	2
大分	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
宮崎	8	3	3	14	8	3	3	14	0	0	0	0
鹿児島	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
沖縄	6	4	4	14	6	4	4	14	0	0	0	0
札幌市	6	2	2	10	6	3	2	11	0	1	0	1
仙台市	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
さいたま市	6	2	2	10	6	2	2	10	0	0	0	0
千葉市	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
横浜市	6	2	2	10	6	3	2	11	0	1	0	1
川崎市	6	2	2	10	6	2	2	10	0	0	0	0
静岡市	9	5	4	18	9	5	4	18	0	0	0	0
名古屋市	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
京都市	8	4	4	16	8	4	4	16	0	0	0	0
大阪市	6	2	2	10	6	2	2	10	0	0	0	0
堺市	-	-	-	-	6	2	2	10	-	-	-	-
神戸市	9	3	3	15	9	3	3	15	0	0	0	0
広島市	12	4	4	20	12	4	4	20	0	0	0	0
北九州市	6	3	3	12	6	3	3	12	0	0	0	0
福岡市	9	3	3	15	9	5	4	18	0	2	1	3
全国平均	9.3	3.5	3.4	16.3	9.5	3.6	3.6	16.7	0.2	0.1	0.3	0.6

資料:精神・障害保健課調

注)全国平均は、総計を都道府県・指定都市数で除し少数第2位を四捨五入しているため、合計や増減が一致しないことがある。

4. 精神科病院関係資料

(1) 開設者別精神科病院数及び精神病床数の年次推移

各年6月30日現在

年次	総数		国立										その他 (法人・個人)	
			国		都道府県		市町村		公的医療機関		計			
	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数
昭和45年	1,364	242,022	63	7,428	64	16,028	81	7,828	47	5,268	255	36,552	1,109	205,470
50	1,454	275,468	70	8,606	66	16,727	83	8,141	50	5,975	269	39,449	1,185	236,019
55	1,521	304,469	79	8,984	68	17,220	84	8,045	50	5,857	281	40,106	1,240	264,363
56	1,546	311,901	82	9,140	70	17,248	84	8,177	50	5,843	286	40,408	1,260	271,493
57	1,570	318,186	84	9,180	70	17,082	84	8,248	50	5,843	288	40,353	1,282	277,833
58	1,585	324,004	87	9,267	71	17,108	84	8,131	50	5,876	292	40,382	1,293	283,622
59	1,597	329,806	89	9,256	73	16,961	83	8,044	50	5,906	295	40,167	1,302	289,639
60	1,604	333,570	89	9,240	74	17,006	83	8,135	50	5,882	296	40,263	1,308	293,307
61	1,610	339,161	91	9,306	75	17,179	81	7,950	50	5,973	297	40,408	1,313	298,753
62	1,627	345,494	91	9,327	75	17,143	81	7,981	51	6,033	298	40,484	1,329	305,010
63	1,641	351,358	91	9,276	76	17,138	82	8,043	51	6,033	300	40,490	1,341	310,868
平成元年	1,648	355,089	91	9,284	77	17,112	83	8,101	51	6,073	302	40,570	1,346	314,519
2	1,655	358,251	91	9,304	78	17,275	83	8,151	51	5,952	303	40,682	1,352	317,569
3	1,660	360,303	92	9,344	77	17,224	83	8,151	51	5,915	303	40,634	1,357	319,669
4	1,663	361,830	92	9,344	78	17,274	83	8,231	52	5,985	305	40,834	1,358	320,996
5	1,672	363,010	92	9,332	78	17,274	82	8,128	53	6,075	305	40,809	1,367	322,201
6	1,672	362,692	92	9,332	78	17,210	82	8,134	53	6,049	305	40,725	1,367	321,967
7	1,671	362,154	93	9,324	79	17,206	82	8,079	53	5,762	307	40,371	1,364	321,783
8	1,667	361,053	93	9,347	80	17,227	82	8,083	52	5,685	307	40,342	1,360	320,711
9	1,669	360,432	93	9,357	82	17,392	82	8,048	59	5,971	316	40,768	1,353	319,664
10	1,670	359,563	94	9,332	82	17,338	82	7,950	50	5,514	308	40,134	1,362	319,429
11	1,670	358,609	94	9,207	83	17,207	82	7,870	49	5,432	308	39,716	1,362	318,893
12	1,673	358,597	93	9,075	85	17,259	82	7,879	49	5,239	309	39,452	1,364	319,145
13	1,669	357,388	94	9,081	87	17,091	78	7,657	49	5,116	308	38,945	1,361	318,443
14	1,670	356,621	93	9,071	88	17,144	77	7,550	49	4,985	307	38,750	1,363	317,871
15	1,667	355,269	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753	304	38,062	1,363	317,207
16	1,671	354,923	92	8,711	86	16,431	76	7,446	47	4,596	301	37,184	1,370	317,739
17	1,671	354,313	91	8,577	84	15,851	74	7,200	46	4,456	295	36,084	1,376	318,229

資料：病院報告

(2) 精神障害者申請・通報・届出及び処理状況の年次推移

年次	申請・通報・届出件数						総計	調査により診察の必要がないと認められた者	診察を受けた者		
	一般からの申請	警察官からの通報	検察官からの通報	保護観察所の長からの通報	矯正施設からの通報	精神科病院の管理者からの届出			精神障害者		精神障害者でなかった者
									法第29条該当症状の者	法第29条該当症状でなかった者	
昭和45年	17,163	5,981	997	125	487	908	25,661	1,766	16,820	6,625	76
50	9,084	5,107	1,156	38	364	720	16,469	1,930	9,383	4,617	126
55	3,525	4,152	1,137	30	341	371	9,556	1,956	4,791	2,433	82
56	3,036	4,150	1,126	32	328	292	8,964	2,277	4,110	2,452	66
57	2,213	4,394	1,169	30	327	257	8,390	2,405	3,438	2,376	69
58	2,056	3,761	1,100	24	279	260	7,480	2,007	3,293	2,030	62
59	1,744	3,611	1,090	26	250	231	6,952	1,977	3,060	1,851	54
60	1,336	3,510	1,190	16	263	165	6,480	1,990	2,727	1,715	45
61	1,125	3,485	1,007	14	264	145	6,040	2,037	2,313	1,639	43
62	790	3,270	1,077	18	234	91	5,480	1,905	1,947	1,582	44
63	740	3,644	1,100	13	276	91	5,864	1,913	2,239	1,629	48
平成元年	734	3,511	1,071	26	295	65	5,702	1,850	2,246	1,624	-
2	581	3,665	1,058	12	278	52	5,646	1,902	2,164	1,586	-
3	533	3,581	1,026	19	246	55	5,460	1,745	2,283	1,421	-
4	458	3,710	1,029	16	277	54	5,544	1,655	2,530	1,370	-
5	463	3,788	1,077	13	253	48	5,642	1,769	2,643	1,257	-
6	501	3,859	1,096	12	230	60	5,758	1,721	2,732	1,230	-
7	394	4,202	1,031	10	231	61	5,929	1,612	3,074	1,196	-
8	470	4,547	1,080	14	257	49	6,417	1,815	3,430	1,156	-
9	386	4,827	1,028	13	237	49	6,540	2,004	3,358	1,164	-
10	414	4,707	977	11	311	52	6,472	2,126	3,240	1,091	-
11	434	5,245	951	14	325	45	7,014	2,323	3,497	1,177	-
12	511	7,557	1,075	7	397	44	9,591	3,402	4,546	1,641	-
13	480	8,012	1,041	9	495	60	10,097	3,716	4,497	1,875	-
14	563	8,487	1,096	10	852	45	11,053	4,252	4,792	2,009	-
15	526	8,876	1,055	16	1,266	37	11,776	4,768	4,965	2,028	-
16	405	10,527	1,150	17	1,562	29	13,690	6,470	5,038	2,175	-
17	355	10,386	985	25	1,909	27	13,687	6,728	4,904	2,081	-

資料：衛生行政報告例

(3)都道府県別精神科病院数・精神病床数及び在院患者数等の状況

平成16年6月30日現在

	人口 千人 (17.10.1)	精神科 病院数	精神 病床数	人口万対 病床数	在院 患者数 A	人口万対 在院患者数	措置 入院者数 B	人口万対 措置 入院者数	病床 利用率 (%)	措置率 B/A (%)
北海道	3,747	89	14,212	37.9	12,888	34.4	51	0.14	90.7	0.4
青森	1,437	25	4,715	32.8	4,131	28.7	23	0.16	87.6	0.6
岩手	1,385	22	4,840	34.9	4,526	32.7	47	0.34	93.5	1.0
宮城	1,335	22	3,847	28.8	3,477	26.0	13	0.10	90.4	0.4
秋田	1,146	27	4,437	38.7	4,137	36.1	13	0.11	93.2	0.3
山形	1,216	18	3,599	29.6	3,253	26.8	22	0.18	90.4	0.7
福島	2,091	37	8,062	38.6	6,968	33.3	38	0.18	86.4	0.5
茨城	2,975	37	7,697	25.9	6,987	23.5	55	0.18	90.8	0.8
栃木	2,017	28	5,400	26.8	4,901	24.3	74	0.37	90.8	1.5
群馬	2,024	20	5,388	26.6	4,954	24.5	19	0.09	91.9	0.4
埼玉	5,878	54	11,803	20.1	11,137	18.9	145	0.25	94.4	1.3
千葉	5,132	47	11,749	22.9	10,845	21.1	55	0.11	92.3	0.5
東京都	12,577	118	25,568	20.3	22,902	18.2	234	0.19	89.6	1.0
神奈川	3,885	33	7,350	18.9	6,694	17.2	52	0.13	91.1	0.8
新潟	2,431	31	7,227	29.7	6,852	28.2	27	0.11	94.8	0.4
富山	1,112	32	3,600	32.4	3,468	31.2	32	0.29	96.3	0.9
石川	1,174	21	3,889	33.1	3,700	31.5	11	0.09	95.1	0.3
福井	822	15	2,391	29.1	2,203	26.8	15	0.18	92.1	0.7
山梨	885	11	2,599	29.4	2,332	26.4	12	0.14	89.7	0.5
長野	2,196	33	5,394	24.6	4,981	22.7	58	0.26	92.3	1.2
岐阜	2,107	20	4,320	20.5	4,055	19.2	28	0.13	93.9	0.7
静岡	3,792	39	7,309	19.3	6,482	17.1	37	0.10	88.7	0.6
愛知	5,040	39	8,924	17.7	8,434	16.7	60	0.12	94.5	0.7
三重	1,867	19	5,105	27.3	4,756	25.5	20	0.11	93.2	0.4
滋賀	1,380	12	2,417	17.5	2,108	15.3	29	0.21	87.2	1.4
京都	1,173	10	2,673	22.8	2,499	21.3	12	0.10	93.5	0.5
大阪	6,188	54	19,656	31.8	18,008	29.1	77	0.12	91.6	0.4
兵庫	4,065	29	8,213	20.2	7,859	19.3	40	0.10	95.7	0.5
奈良	1,421	10	2,979	21.0	2,551	18.0	14	0.10	85.6	0.5
和歌山	1,036	13	2,587	25.0	2,335	22.5	10	0.10	90.3	0.4
鳥取	607	13	2,063	34.0	1,786	29.4	18	0.30	86.6	1.0
島根	742	18	2,659	35.8	2,454	33.1	22	0.30	92.3	0.9
岡山	1,957	25	5,860	29.9	5,212	26.6	21	0.11	88.9	0.4
広島	1,722	29	6,533	37.9	6,185	35.9	65	0.38	94.7	1.1
山口	1,493	33	6,297	42.2	6,035	40.4	22	0.15	95.8	0.4
徳島	810	20	4,213	52.0	3,895	48.1	32	0.40	92.5	0.8
香川	1,012	21	4,078	40.3	3,694	36.5	4	0.04	90.6	0.1
愛媛	1,468	23	5,156	35.1	4,626	31.5	53	0.36	89.7	1.1
高知	796	23	3,931	49.4	3,461	43.5	10	0.13	88.0	0.3
福岡	2,655	63	13,682	51.5	12,953	48.8	132	0.50	94.7	1.0
佐賀	866	19	4,477	51.7	4,178	48.2	54	0.62	93.3	1.3
長崎	1,479	39	8,311	56.2	7,660	51.8	42	0.28	92.2	0.5
熊本	1,842	46	9,014	48.9	8,559	46.5	89	0.48	95.0	1.0
大分	1,210	29	5,460	45.1	5,325	44.0	36	0.30	97.5	0.7
宮崎	1,153	26	6,225	54.0	5,685	49.3	7	0.06	91.3	0.1
鹿児島	1,753	51	10,063	57.4	9,599	54.8	103	0.59	95.4	1.1
沖縄	1,362	24	5,630	41.3	5,315	39.0	47	0.35	94.4	0.9
札幌市	1,881	37	7,228	38.4	6,863	36.5	33	0.18	95.0	0.5
仙台市	1,025	14	2,129	20.8	1,781	17.4	2	0.02	83.7	0.1
さいたま市	1,176	6	1,267	10.8	1,143	9.7	8	0.07	90.2	0.7
千葉市	924	9	1,615	17.5	1,380	14.9	17	0.18	85.4	1.2
横浜市	3,580	27	5,564	15.5	4,984	13.9	60	0.17	89.6	1.2
川崎市	1,327	8	1,587	12.0	1,368	10.3	10	0.08	86.2	0.7
名古屋市	2,215	16	4,807	21.7	4,322	19.5	55	0.25	89.9	1.3
京都市	1,475	13	3,933	26.7	3,611	24.5	5	0.03	91.8	0.1
大阪市	2,629	5	235	0.9	187	0.7	1	0.00	79.6	0.5
神戸市	1,525	13	3,677	24.1	3,331	21.8	15	0.10	90.6	0.5
広島市	1,154	14	3,000	26.0	2,862	24.8	69	0.60	95.4	2.4
北九州市	994	19	4,193	42.2	3,857	38.8	30	0.30	92.0	0.8
福岡市	1,401	23	4,086	29.2	3,879	27.7	29	0.21	94.9	0.7
合計	127,767	1,671	354,923	27.8	326,613	25.6	2,414	0.19	92.0	0.7
前年計	127,290	1,667	355,269	27.9	329,555	25.9	2,566	0.20	92.8	0.8

資料:1 人口は国勢調査による(総務庁統計局)。前年の人口は平成12年10月1日現在の数値。

2 精神科病院数、精神病床数及び在院患者数は病院報告による。

3 措置入院者数は精神・障害保健課調。

(4) 都道府県別年間在院患者延数等(精神病床)

	平成17年度			
	年間在院患者延数	年間新入院患者数	年間退院患者数	平均在院日数
北海道	4,731,341人	14,964人	15,232人	313.4日
青森県	1,508,607	5,131	5,182	292.6
岩手県	1,614,860	4,697	4,828	339.1
宮城県	1,306,513	3,672	3,678	355.5
秋田県	1,488,564	4,810	4,951	305.0
山形県	1,188,160	4,564	4,678	257.1
福島県	2,490,882	6,375	6,577	384.6
茨城県	2,503,806	5,595	5,687	443.9
栃木県	1,735,590	4,329	4,513	392.6
群馬県	1,804,179	5,160	5,106	351.5
埼玉県	4,166,105	12,109	11,752	349.2
千葉県	3,967,157	10,530	10,574	376.0
東京都	8,217,632	34,599	35,218	235.4
神奈川県	2,440,629	8,288	8,916	283.7
新潟県	2,459,687	7,324	7,418	333.7
富山県	1,270,457	3,603	3,714	347.3
石川県	1,329,929	3,834	3,849	346.2
福井県	801,640	3,028	3,015	265.3
山梨県	839,035	2,718	2,766	306.0
長野県	1,784,074	6,703	6,832	263.6
岐阜県	1,464,585	4,536	4,605	320.4
静岡県	1,994,395	6,356	6,406	312.6
愛知県	3,034,068	8,813	8,913	342.3
三重県	1,717,656	5,360	5,519	315.8
滋賀県	766,482	2,632	2,682	288.5
京都府	890,823	2,812	2,849	314.7
大阪府	6,557,703	22,111	21,799	298.7
兵庫県	2,868,050	6,419	6,503	443.9
奈良県	922,669	2,607	2,646	351.3
和歌山県	829,623	1,755	1,862	458.7
鳥取県	670,021	2,295	2,265	293.9
島根県	886,550	3,561	3,598	247.7
岡山県	1,900,587	7,406	7,488	255.2
広島県	2,231,313	5,772	5,853	383.9
山口県	2,198,116	5,487	5,610	396.2
徳島県	1,401,845	2,575	2,688	532.7
香川県	1,320,974	3,425	3,545	379.0
愛媛県	1,695,612	4,715	4,654	362.0
高知県	1,263,532	5,333	5,345	236.7
福岡県	4,710,825	11,788	11,829	398.9
佐賀県	1,524,206	3,815	3,861	397.1
長崎県	2,761,474	7,403	7,703	365.6
熊本県	3,108,462	9,050	9,212	340.4
大分県	1,933,173	5,105	5,126	377.9
宮崎県	2,069,641	5,274	5,288	391.9
鹿児島県	3,493,982	6,375	6,456	544.6
沖縄県	1,933,246	6,177	6,264	310.8
札幌市	2,533,752	8,024	8,046	315.3
仙台市	719,395	2,539	2,498	285.6
さいたま市	413,256	1,196	1,260	336.5
千葉市	497,630	2,333	2,392	210.6
横浜市	1,816,139	6,610	6,729	272.3
川崎市	494,886	2,335	2,312	213.0
静岡市	340,997	1,260	1,264	270.2
名古屋市	1,564,668	4,295	4,409	359.5
京都市	1,313,594	3,116	3,128	420.8
大阪市	65,384	1,029	1,034	63.4
神戸市	1,225,629	3,741	3,726	328.3
広島市	1,039,080	4,236	4,269	244.3
北九州市	1,395,170	3,879	3,974	355.3
福岡市	1,416,909	4,747	4,830	295.9
全国	118,634,949	360,330	364,926	327.2

資料:病院報告

(5)都道府県別・入院形態別実地審査状況①

平成17年度

	実地審査の実施件数					実地指導と同日に行った件数					審査の結果処遇改善命令				
	任意入院	措置入院	医療保護	応急入院	合計	任意入院	措置入院	医療保護	応急入院	合計	任意入院	措置入院	医療保護	応急入院	合計
北海道	95	36	187	0	318	83	36	164	0	283	0	0	0	0	0
青森	73	16	115	0	204	73	16	115	0	204	0	0	0	0	0
岩手	51	33	116	0	200	45	22	103	0	170	0	0	0	0	0
宮城	10	8	34	0	52	10	8	34	0	52	0	0	0	0	0
秋田	91	22	156	0	269	91	14	156	0	261	0	0	0	0	0
山形	67	17	409	0	493	67	17	409	0	493	0	0	0	0	0
福島	0	32	150	0	182	0	31	150	0	181	0	0	0	0	0
茨城	0	33	101	0	134	0	33	101	0	134	0	0	0	0	0
栃木	0	24	43	0	67	0	21	34	0	55	0	0	0	0	0
群馬	29	13	136	0	178	29	13	136	0	178	0	0	0	0	0
埼玉	117	84	67	0	268	117	83	67	0	267	27	14	0	0	41
千葉	10	29	39	0	78	10	29	39	0	78	0	0	0	0	0
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	20	17	140	0	177	15	8	103	0	126	0	0	0	0	0
新潟	0	27	328	0	355	0	27	328	0	355	0	0	0	0	0
富山	65	22	113	0	200	65	22	113	0	200	0	0	0	0	0
石川	17	17	56	0	90	17	14	56	0	87	0	0	0	0	0
福井	19	17	55	0	91	19	17	55	0	91	0	0	0	0	0
山梨	37	14	149	0	200	0	6	0	0	6	0	0	0	0	0
長野	67	61	89	0	217	67	61	89	0	217	0	0	0	0	0
岐阜	54	28	77	0	159	54	28	77	0	159	0	0	0	0	0
静岡	1	19	46	0	66	1	19	46	0	66	0	0	0	0	0
愛知	0	36	78	0	114	0	29	78	0	107	0	0	0	0	0
三重	50	17	62	0	129	50	17	62	0	129	0	0	0	0	0
滋賀	0	18	12	0	30	0	18	12	0	30	0	0	0	0	0
京都	0	9	18	0	27	0	3	12	0	15	0	0	0	0	0
大阪	1	12	105	0	118	0	0	4	0	4	0	4	2	0	6
兵庫	0	28	75	0	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	23	17	23	0	63	23	12	22	0	57	0	0	0	0	0
和歌山	8	8	30	0	46	8	8	30	0	46	0	0	0	0	0
鳥取	13	11	27	0	51	13	11	27	0	51	0	0	0	0	0
島根	0	12	12	0	24	0	1	12	0	13	0	0	0	0	0
岡山	16	27	30	0	73	16	26	28	0	70	0	0	0	0	0
広島	3	85	185	0	273	3	67	185	0	255	0	0	0	0	0
山口	220	19	57	0	296	20	19	57	0	96	0	0	0	0	0
徳島	12	29	33	0	74	12	29	33	0	74	0	0	0	0	0
香川	7	5	104	0	116	7	5	104	0	116	0	0	0	0	0
愛媛	70	54	90	0	214	70	54	90	0	214	0	0	0	0	0
高知	44	16	130	0	190	44	16	130	0	190	0	0	0	0	0
福岡	39	95	196	0	330	39	82	196	0	317	0	0	0	0	0
佐賀	10	52	162	0	224	10	52	162	0	224	0	0	0	0	0
長崎	39	27	56	0	122	39	22	56	0	117	3	0	1	0	4
熊本	34	62	91	0	187	34	62	91	0	187	0	0	0	0	0
大分	7	33	89	0	129	7	33	89	0	129	0	0	0	0	0
宮崎	0	3	33	0	36	0	0	0	0	0	0	1	4	0	5
鹿児島	112	92	242	0	446	112	92	242	0	446	0	0	0	0	0
沖縄	24	38	43	0	105	24	35	43	0	102	0	0	0	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	26	3	38	0	67	26	2	38	0	66	0	0	0	0	0
さいたま市	7	7	16	0	30	7	2	16	0	25	0	0	0	0	0
千葉市	0	6	6	0	12	0	6	6	0	12	0	0	0	0	0
横浜市	0	21	71	0	92	0	3	21	0	24	0	0	0	0	0
川崎市	0	6	19	0	25	0	6	19	0	25	0	0	0	0	0
静岡市	0	3	4	0	7	0	3	4	0	7	0	0	0	0	0
名古屋市	0	41	19	0	60	0	41	19	0	60	0	0	0	0	0
京都市	13	9	13	0	35	13	5	13	0	31	0	0	0	0	0
大阪市	4	13	6	0	23	4	0	6	0	10	0	0	0	0	0
神戸市	0	6	29	0	35	0	3	29	0	32	0	0	0	0	0
広島市	0	58	92	0	150	0	45	92	0	137	0	0	0	0	0
北九州市	0	31	17	0	48	0	12	17	0	29	0	0	0	0	0
福岡市	0	33	32	0	65	0	28	32	0	60	0	0	0	0	0
全国平均	26.3	26.4	81.2	0.0	133.9	22.0	22.5	73.0	0.0	117.5	0.5	0.3	0.1	0.0	0.9

資料:精神・障害保健課調

(5) 都道府県別・入院形態別実地審査状況②

平成17年度

	審査の結果退院命令					精神医療審査会からの審査要請					精神医療審査会への情報伝達				
	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	0	11
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	2	14	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	9	0	0	9
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	12	20	0	32	0	12	20	0	32
岡山	0	0	0	0	0	0	0	30	0	30	16	27	30	0	73
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	1	0	2
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国平均	0.0	0.1	0.2	0.0	0.4	0.0	0.2	1.0	0.0	1.2	0.3	1.0	1.0	0.0	2.3

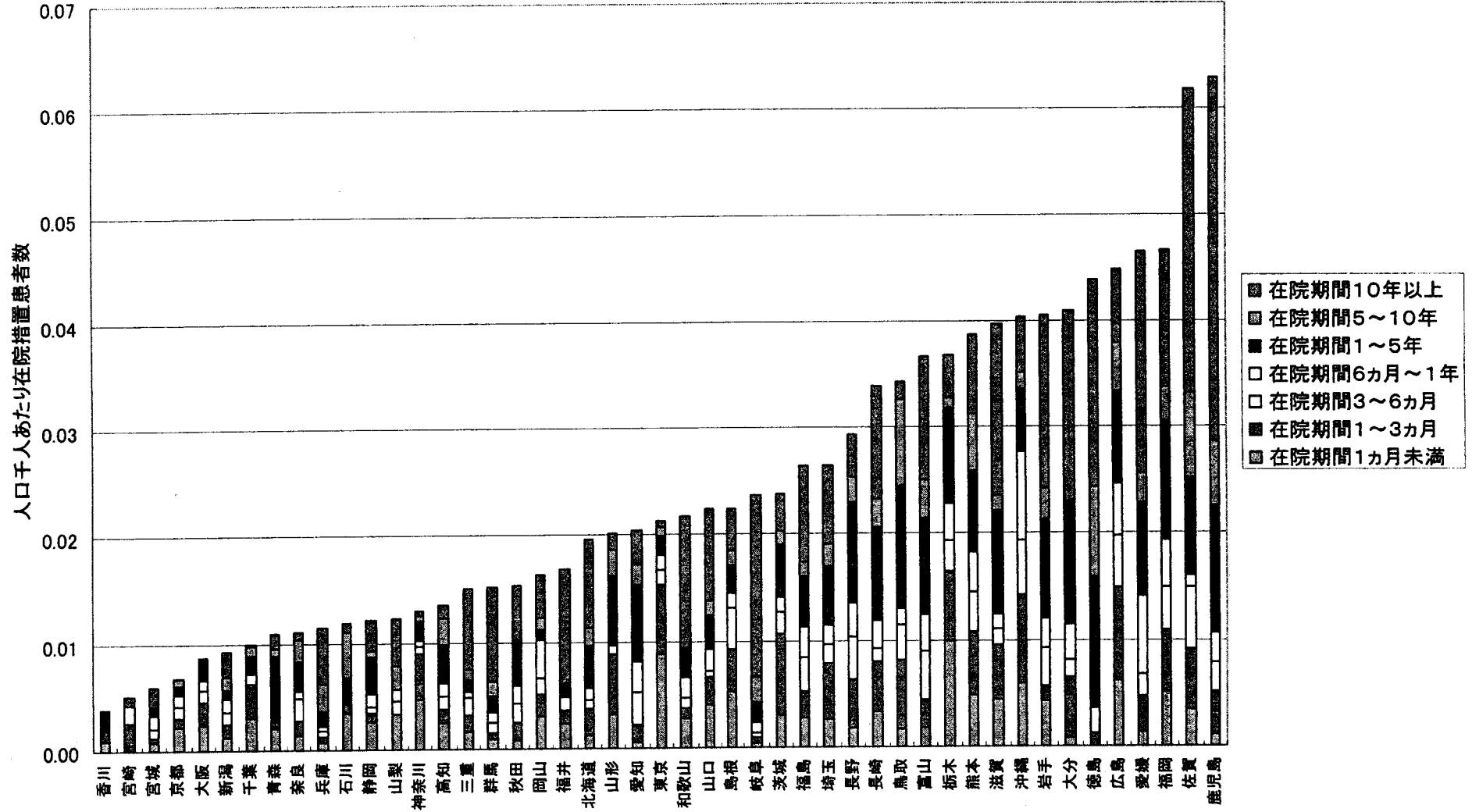
資料：精神・障害保健課調

注) 全国平均は、縦計を都道府県・指定都市数で除し少数第2位を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

(6) 都道府県別在院措置患者数(H14)

「精神病床等に関する検討会」(H16)において地域格差が指摘

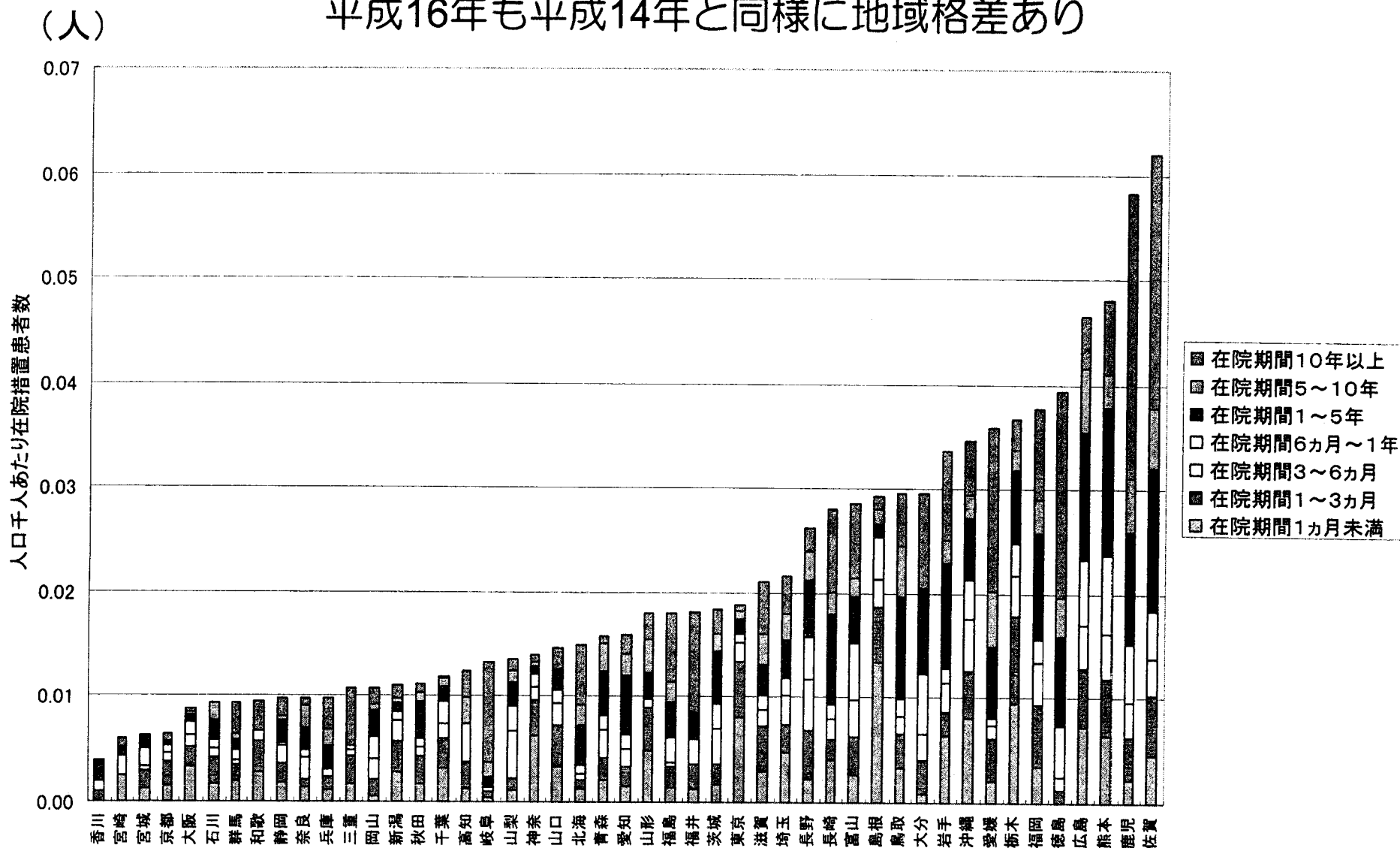
(人)



資料：精神・障害保健課調

(7) 都道府県別在院措置患者数(H16)

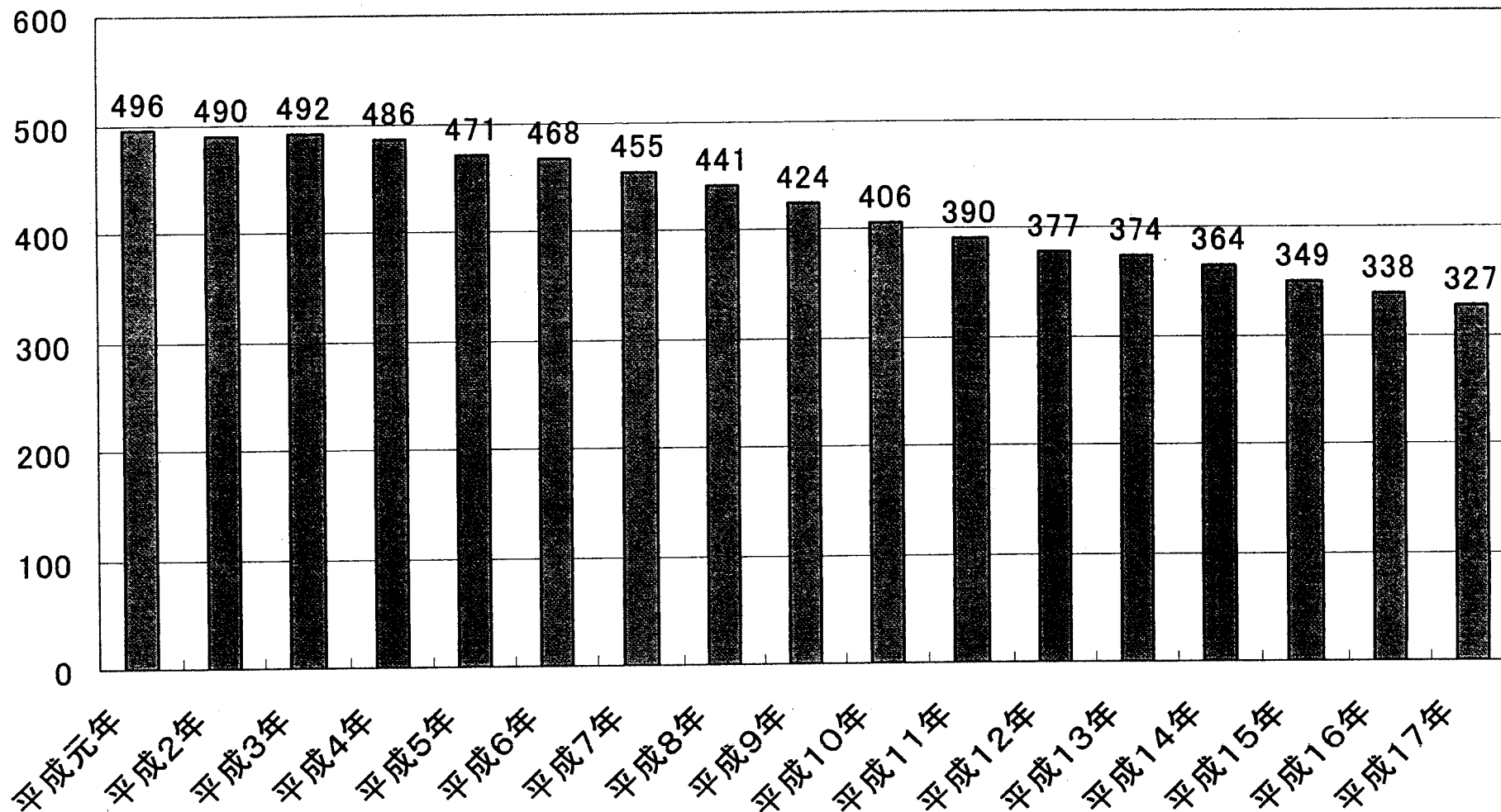
平成16年も平成14年と同様に地域格差あり



資料: 精神・障害保健課調

(8) 精神病床の平均在院日数の年次推移

(日)



資料：病院報告

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の数 圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
北海道 (H10～)	北海道精神科救急医療システム整備事業	8 道南 道央(札幌・後志) 道央(空知) 道央(胆振・日高) 道北 オホーツク 十勝 釧路・根室	・精神科病院協会 ・医師会 ・精神保健福祉審議会 ・診療所協会 ・道警 ・消防 ・医育大学 ・各圏域 ・札幌市 ほか (年1回)	なし	精神保健福祉センター 平日[8:45-17:30] 保健所 平日[8:45-17:30] *24条通報については、休日も含め24時間受付。 精神科救急医療施設 夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-17:00] 土曜[12:00-17:00]	平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	輪番制 【道南】5病院 【道央(札幌・後志)】28病院 【道央(空知)】16病院 【道央(胆振・日高)】9病院 【道北】6病院 【オホーツク】3病院 【十勝】2病院 【釧路・根室】4病院 (各圏域1床以上)	73	・公立病院 ・精神科病院 など
青森県 (H11～)	青森県精神科救急医療システム整備事業	6 青森 津軽 八戸 西北五 上十三 下北	○県本庁分(年1回) ・県精神科病院・診療所協会 ・医師会 ・各圏域代表(病院) ・県消防長会 ・県精神障害者家族会連合会 ・県医療社会事業協会 ・県精神保健福祉協会 ・県保健所長会 ・県立精神保健福祉センター ・県警察本部 ・庁内関係課 ○県内6保健所分(年2回) ・医師会 ・参加精神科病院 ・消防署 ・警察署 ・家族会	各圏域ごとの当番病院 夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-17:00] 24時間精神医療相談窓口なし *空床情報は他課が所管する救急医療システムにより関係機関に提供。		平日のみ (保健所)	輪番制 【青森】4病院 【津軽】2病院 【八戸】6病院 【西北五】2病院 【上十三】4病院 【下北】1病院 (各圏域1床)	19	・圏域内の各医療機関 ・県立病院
岩手県 (H9～)	岩手県精神科救急医療システム運営事業	4 県北 盛岡 岩手中部 県南	・県医師会 ・精神科病院協会 ・県精神神経科診療所協会 ・保健所長会 ・消防長会 ・県家族会連合会 ・救急指定病院 ・県警 など (年2回)	なし *精神科救急情報センターは設置していないが、各精神科病院及び各保健所に精神科救急医療端末を設置し、空床管理を行っている。	各精神科救急医療施設 夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-17:00]	平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	基幹病院 各圏域1病院(1床)	4	協力病院(民間及び公立精神科病院)18力所

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の数 圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
宮城県 (H9～)	宮城県精神科救急医療対策事業	1	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・県消防長会 ・県警本部 ・消防 など (不定期)	宮城県立精神医療センター 休日昼間[9:00-17:00] 通年夜間[17:00-22:00] 上記時間帯において精神医療相談窓口あり		平日のみ (県庁/保健所)	○休日昼間 輪番制 2病院(各1床) ○通年夜間 基幹病院 宮城県立精神医療センター(1床)	27	休日昼間 当番病院が必要に応じて参加病院に要請 通年夜間 輪番制参加27病院
秋田県 (H12～)	秋田県精神科救急医療システム整備事業	5 鹿角・大館 能代・鷹巣 秋田周辺 本荘・由利 県南	・県医師会 ・精神科病院協会 ・県警 ・消防 ・保健所 ・県立病院 ・精神保健福祉センター (年2回)	秋田県精神科救急情報センター 夜間[17:00-22:00] 休日[9:00-17:00] 24時間精神医療相談窓口なし		平日のみ (保健所)	輪番制 秋田周辺 8病院(1床) 基幹病院 【鹿角・大館】(1床) 【能代・鷹巣】(1床) 【本荘・由利】(1床) 【県南】(1床) * 全県拠点病院(県立病院)と合併症拠点病院(5病院)を設置	18	県内精神科病院
山形県 (H12～)	山形県精神科救急移送医療事業	2 村山置賜 最上庄内	・医療関係者 ・警察 ・消防 ・保健所 など (年1回)	なし	当番精神科救急医療施設 24時間365日対応 保健所(全4保健所) 24時間365日対応 * ただし夜間は連絡網(警備会社から保健所の担当者にオンコール)による。	平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	輪番制 【村山置賜】4病院(1床) 【最上庄内】2病院(1床)	6	指定病院など
福島県 (H10～)	福島県精神科救急医療体制整備事業	4 県北 県中 浜通り 会津	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・福島医科大学 ・県立病院 ・県警 ・消防 ・家族会 ・保健所 など (年1回)	なし	各当番病院 平日夜間[17:00-8:30] 休日[8:30-8:30] * 当番病院の当番表は4半期ごとに保健所、警察、消防等に周知。	原則平日日中のみ (保健所)	輪番制 【県北】9病院(1床) 【県中】8病院(1床) 【浜通り】12病院(1床) 【会津】6病院(1床)	35	・県立病院 ・福島医科大学附属病院
茨城県 (H8～)	茨城県精神科救急医療体制及び県が行う医療保護入院整備事業	3 水戸・日立 霞ヶ浦・鹿行 つくば・県西	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・県警 ・保健所 ・精神保健福祉センター など (年3回)	精神保健福祉センター 平日夜間[17:00-21:00] 休日[8:30-17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	・県立友部病院 ・民間精神科病院 など * 一般の方からの個々の連絡に対応。	平日のみ (精神保健福祉センター)	○24条通報 県立友部病院(5床) ○一般救急医療相談 輪番制 土・日・祝日 【水戸・日立】9病院(1床) 【霞ヶ浦・鹿行】11病院(1床) 【つくば・県西】7病院(1床) 平日夜間 全県で23病院(1床)	27	指定病院など

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏の数 圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
栃木県 (H12～)	栃木県精神科救急医療システム	1	・県医師会 ・県精神衛生協会(総合病院、大学病院含む) ・県警 ・県消防長会 ・保健所 ・精神保健福祉センターなど	県立岡本台病院 夜間[17:00-8:30] 土曜・日曜・祝日[8:30-17:00]		なし	基幹病院 県立岡本台病院(3床) * 第1次的に県立岡本台病院で受け入れた後、一定期間(1週間～1ヶ月)後に輪番制による後方病院(25病院)へ移院。	26	県内精神科病院
群馬県 (H8～)	群馬県精神科救急医療システム整備事業	1	・県医師会 ・日精協 ・県警 ・群馬大学 ・保健所 ・こころの健康センター(年2回)	群馬県こころの健康センター 平日・休日[8:30-17:15] 夜間[17:15-8:30] 24時間精神医療相談窓口なし		なし	輪番制 夜間 2病院(2床) 休日 2病院(2床) (基幹病院含む) * 基幹病院は土曜日を休日とし、輪番病院は土曜日を平日とする。	13	精神科協力病院
埼玉県 (H8～)	埼玉県精神科救急医療システム整備事業	2 第1 第2	・県精神科病院協会 ・県診療所協会 ・県警 ・消防 ・保健所 ・埼玉医科大学病院 ・県立精神医療センター(年5回)	埼玉県立精神保健福祉センター 平日・休日[8:30-17:00] 夜間[17:00-8:30] 24時間精神医療相談窓口あり		なし	輪番制 【第1】【第2】 ○夜間 19病院から2病院(各1床) ○休日 15病院から2病院(各2床) * 後方支援2病院。 輪番診療所 全県で28診療所から1カ所 * 平日夜間のみ。	40	・埼玉医科大学附属病院 ・県立精神医療センター
千葉県 (H10～)	千葉県精神科救急医療システム事業	4 西 東 中央 南	・県精神科病院 ・精神科病院 ・県医師会 ・千葉市 ・消防 など(年1回)	県立病院 平日夜間[17:00-8:30] 休日[8:30-8:30] 24時間精神医療相談窓口なし		平日のみ (保健所)	輪番制 【西】9病院(1床) 【東】6病院(1床) 【中央】7病院(1床) 【南】7病院(1床) 基幹病院 3病院(各1床) * 内2病院は輪番病院。	30	なし
東京都 (H7～)	東京都精神科救急医療システム整備事業	2 多摩 区部	・東京精神科病院協会 ・東京精神神経科診療所協会 ・メンタルケア協議会(年1回)	東京精神科救急医療情報センター 平日[17:00-9:00] 土曜・休日[9:00-9:00] 24時間精神医療相談窓口あり		平日のみ (保健所)	基幹病院 都立4病院(各4床) * 後方支援54病院。 輪番制 ○初期 民間 33病院から2病院 診療所 29診療所から1カ所 ○二次 民間 33病院から2病院 多摩(1床) 区部(2床) * 民間病院は初期と二次を併せて実施。	68	・国立・都立病院 ・東京精神科病院協会の病院 ・東京精神神経科診療所協会の診療所

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏域の数 圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
神奈川県 (H7~)	精神科救急医療対策事業	1	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・県診療所協会 ・横浜市 ・川崎市 など (年1回)	「神奈川県総合医療会館」内に設置 (神奈川県・横浜市・川崎市の協調体制で運営) (警察官通報の窓口は県精神保健福祉センター内) 平日[17:00-22:00] 土日[8:30-8:30] 祝日[8:30-22:00] 土日のみ24時間精神医療相談窓口あり		なし	○土曜・休日昼間 輪番制 41病院から4病院(各1床) ○平日夜間・土曜・休日 基幹病院 3病院(3床) 1病院(12床) 1病院(2床) ○平日夜間[17:00-22:00] 準基幹病院(輪番制) 19病院(1床) * 準基幹病院は精神科初期救急医療施設としての機能を併設。	65	・民間精神科病院 ・国公立精神科病院 ・民間診療所
新潟県 (H9~)	新潟県精神科救急医療システム運営事業	5 県北 新潟・佐渡 県央 魚沼 上越	・県精神科病院協会 ・新潟大学 ・県医師会 ・県警 ・県消防長会 ・県立病院 ・保健所 など (年1回)	保健所兼務 平日[8:30-17:15] 県庁主管課兼務 平日[17:15-8:30] 24時間精神医療相談窓口なし	各当番病院 休日昼間[9:00-17:00] 夜間[17:00-9:00] * 当番病院の当番表は県のホームページに掲載。保健所、警察、消防にも周知。	平日のみ (県庁/保健所)	輪番制 ○休日昼間 【県北】4病院(1床) 【新潟・佐渡】9病院(1床) 【県央】4病院(1床) 【魚沼】3病院(1床) 【上越】7病院(1床) ○夜間 全県 10病院(1床)	27	圏域内の精神科病院
富山県 (H10~)	富山県精神科救急医療体制整備事業	2 東部 西部	・県精神科病院協会 ・日精協県支部 ・県警 ・消防 など (年1回)	平日昼間 富山県精神保健福祉協会へ委託 夜間・休日昼間 救急当番病院に委託 24時間精神医療相談窓口あり		なし	輪番制 【東部】14病院(1床) 【西部】15病院(1床) * 両圏域を兼ねる病院が1病院。	28	当番病院が必要に応じ転院先を確保する。
石川県 (H10~)	石川県精神科救急医療システム整備事業	3 南加賀 石川中央 河北郡以北地区	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・消防 ・県警 など (年1回)	なし	各当番病院 休日[9:00-17:00] (金曜夜間1病院) * 専用電話でその日の当番病院を案内するようになっている。保健所、警察、消防には年度初めに当番表を周知。県ホームページに掲載。 県立病院 休日[9:00-17:00] 夜間[17:00-9:00]	平日のみ (県庁/保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	輪番制 休日 【南加賀】3病院(1床) 【石川中央】9病院(1床) 【河北郡以北地区】3病院(1床) 基幹病院 夜間 県立高松病院(1床) * 輪番病院でもある。 * 金曜日1床。	15	精神科協力病院

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏域の数 圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
福井県 (H11～)	福井県精神科救急システム整備事業	2 嶺南 嶺北	・県精神科病院協会 ・県警 ・県立病院 ・保健所 ・県消防 ・県医師会 など (年2回)	なし	各当番病院 休日[9:00-17:00] 夜間[17:00-19:00] * 当番病院の当番表は県のホームページに掲載。保健所、警察、消防には年間の当番表を周知。 各保健所 * 時間外に保健所に電話すると、保健所所有の携帯電話の番号が案内されるようになっている。	平日のみ (保健所)	輪番制 【嶺南】3病院(1床以上) 【嶺北】7病院(1床以上)	10	なし
山梨県 (H10～)	山梨県精神科救急医療事業	1	・県精神科病院協会 ・県精神科医会 ・県警察本部 ・県消防長会 ・県医療社会事業協会 ・日本精神科看護技術協会山梨支部 ・県精神障害者家族会連合会 ・保健所 (年1回)	県立精神保健福祉センター 平日夜間[17:15-21:15] 休日[11:00-19:30] 24時間精神医療相談窓口なし		平日のみ (保健所)	輪番制 県立病院+民間9病院 (1床)	10	・精神科協力病院 ・県立北病院
長野県 (H9～)	精神科救急医療整備事業	3 東北信 中信 南信	・県精神科病院協会 ・県医師会 ・県警 ・消防 ・保健所 など (年1回)	なし	保健所 平日[8:30-17:15] * 平日夜間及び休日等については、緊急連絡網(主に24条通報の場合、警察から合同庁舎の守衛室を通じて県担当者に連絡が入る。)により対応。	平日のみ (保健所)	輪番制 【東北信】6病院(1床) 【中信】5病院(1床) 基幹病院 【南信】(1床)	12	地域の精神家病院
岐阜県 (H9～)	岐阜県精神科救急医療システム整備事業	2 岐阜・西濃 中濃・東濃・飛騨	・県医師会 ・県精神科病院協会 (不定期)	知事が指定した5病院で輪番制 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり		なし	輪番制 【岐阜・西濃】8病院(1床) 【中濃・東濃・飛騨】5病院(1床)	13	精神科救急医療施設
静岡県 (H7～)	静岡県精神科救急医療システム整備事業	3 東部 中部 西部	・県精神科病院協会 ・県精神科診療所協会 ・県医師会 ・精神科救急医療施設 ・精神保健福祉連合会 ・消防長会 ・県警察本部 ・保健所長会 ・県医療室 ・精神保健福祉センター など (年3～4回)	県立こころの医療センター 平日・土曜・休日[8:30-8:30] 24時間精神医療相談窓口あり		平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	【東部】 基幹病院(1床) 輪番病院1病院(1床) 【中部】 基幹病院(1床) 輪番病院3病院(1床) 【西部】 基幹病院(1床) 輪番病院2病院(1床)	9	・指定病院 ・かかりつけ医療機関 ・県立こころの医療センター

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏域の数 圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
愛知県 (H8~)	愛知県精神科救急医療対策事業	3 尾張A 尾張B 三河	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・精神神経科診療所協会 ・国立病院(精神科) ・県警 ・保健所 など (年1回)	愛知県精神科救急情報センター (県精神科病院協会に委託) 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり		平日のみ (保健所)	輪番制 【尾張A】14病院(1床) 【尾張B】12病院(1床) 【三河】12病院(1床) 夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-17:00] 土曜[12:00-17:00] * 後方支援として県立病院が365日対応(3床)	39	・県精神科病院協会 ・会員病院 ・国立病院機構東尾張病院
三重県 (H10~)	三重県精神科救急医療システム運用事業	2 北部 中南部	なし	日本精神科病院協会三重県支部に委託 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり		なし	輪番制 【北部】8病院(1床) 【中南部】5病院(1床) * 各圏域に1病院ずつ基幹病院(1床)があり、他の病院が当番の場合は後方支援を行う。	13	・県立こころの医療センター ・国立病院機構榊原病院
滋賀県 (H9~)	滋賀県精神科救急医療システム	3 大津・湖西 東近江・甲賀・湖南 湖北・湖東	・精神科病院協会 ・県精神神経科医会 ・県医師会 ・県病院協会 ・滋賀医科大学 ・県警 ・県消防長会 ・保健所 ・県立精神医療センター など (年4回)	各圏域ごとに3当番病院 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口なし		平日のみ (保健所)	輪番制 【大津・湖西】3病院(2床) 【東近江・甲賀・湖南】3病院(2床) 【湖北・湖東】3病院(2床) 基幹病院 県立精神医療センター(2床)	10	指定病院など
京都府 (H13~)	京都府精神科救急医療システム	2 北部 南部	・医師会 ・警察 ・消防 ・大学病院 ・府、市 ・診療所協会 など (各圏域年1回)	【北部】 独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり 【南部】 南部救急情報センター 平日[17:00-8:00] 休日[8:00-8:00] 24時間精神医療相談窓口あり		平日のみ (保健所/分室)	基幹病院 【北部】 独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター 【南部】 府立洛南病院(1床) * 後方支援として京都医大病院で空床1床確保。	2	・各指定病院 ・指定外病院
大阪府 (H7~)	大阪府精神科救急医療体制整備事業	8 豊能 三島 北河内 中河内 南河内 堺 泉州 大阪市	・大阪精神科病院協会 ・大阪精神科診療所協会 ・大阪府医師会 など (年1回)	精神障害者社会復帰促進協会に委託 平日夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-9:00] 24時間精神医療相談窓口あり		平日のみ (府庁)	輪番制 圏域にとらわれず、状況に応じて可能な病院が当番病院となる。(県で10床)	18	・協力病院 ・府立精神医療センター

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏域の圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
兵庫県 (H6.10～)	兵庫県精神科救急医療体制運営事業	5 阪神・神戸 播磨 但馬 丹波 淡路	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・大学病院 ・県立・公立病院 ・神戸市 ・県警 ・消防 ・保健所長会 など (年2回)	県精神病院協会に委託 平日[17:00-9:00] 休日[9:00-9:00] 24時間精神医療相談窓口あり		平日のみ (県庁/健康福祉事務所)	輪番制 【阪神・神戸】17病院(1床) 【播磨】14病院(1床) 協力病院制 【但馬、丹波、淡路】6病院 * 空床確保義務はない。	37	当番病院以外の精神科救急医療施設
奈良県 (H12～)	奈良県精神科救急医療システム事業	1	・精神科病院協会 ・県立医科大学 ・開業医 ・警察 ・消防 ・精神保健福祉センター ・保健所 ・家族会 (年1回)	県立医科大学附属病院 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり		平日のみ (保健所)	輪番制 8病院(1床) * 24条通報のみ県立医大(1床)	8	・県立医科大学附属病院
和歌山県 (H10～)	和歌山県精神科救急医療システム整備事業	3 紀北 紀中 紀南	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・県消防長会 ・県保健所長会 ・県精神医学ソーシャルワーカー協会 ・県救急医療情報センター ・各精神科救急医療施設 ・応急入院指定病院 ・中核市保健所 ・県警本部 ・消防保安課 ・医務課 ・県精神保健福祉センター (年1回)	なし	・基本的には各精神科救急医療施設が対応。(県のホームページに当番病院が掲載されている。また、関係各機関には年間当番病院表が配布されている。) ・県救急医療情報センターが当番病院を紹介。	平日のみ (県庁/保健所)	輪番制 【紀北】 民間5病院[月～金夜間] (1床) 基幹病院 【紀中】 県立病院[365日](1床) * 休日は紀北をカバー 【紀南】 公立病院[365日](1床)	7	県内の精神病床を有する全病院(13病院)
鳥取県 (H14.1～)	鳥取県精神科救急医療体制整備事業	3 東部 中部 西部	・病院 ・地区医師会 ・警察 ・消防 ・保健所 ・市町村 (年3回)	なし	基幹病院 24時間365日対応 当番病院 休日・夜間	平日のみ (保健所)	基幹病院 【中部】(1床) 輪番制 【東部】2病院(1床) 【西部】3病院(1床)	6	指定病院

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏域の圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
島根県 (H11～)	島根県精神科救急医療体制整備事業	7 松江 出雲 県央 浜田 益田 雲南 隠岐	・精神科救急医療施設 ・消防署 ・警察署 ・市町村 ・家族会 ・社会復帰施設 など (各圏域年1回)	県立湖陵病院 夜間[17:15-8:30] 休日[8:30-8:30] 保健所(7カ所) 平日昼間[8:30-17:15] 24時間精神医療相談窓口あり		平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	輪番制 【松江】6病院(1床) 【出雲】3病院(1床) 基幹病院 【県央】(1床) 【浜田】(1床) 【益田】(1床) *雲南、隠岐については県立湖陵病院によりカバー	12	・県立湖南病院 ・公立精神科病院 ・指定病院
岡山県 (H10～)	岡山県精神科救急医療システム整備事業	2 県南東部 県南西部・北部	岡山県精神科救急医療システム連絡調整委員会 (年1回)	岡山県精神科救急情報センター (委託先)岡山県精神科医会 平日[18:00-24:00] 休日[10:00-24:00] 24時間精神医療相談窓口あり		平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	輪番制 【県南東部】4病院(1床) 【県南西部・北部】6病院(1床) 基幹病院 【全県】(1床) *輪番病院でもある。	11	・県立岡山病院 ・指定民間病院
広島県 (H8～)	広島県精神科救急医療システム整備事業	2 西部 東部	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・県診療所協会 ・広島大学医学部 ・県警 ・消防 ・精神保健福祉センター など (年1回)	県精神科病院協会に委託 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり		平日のみ (保健所)	輪番制 【東部】3病院(1床) 基幹病院 【西部】(1床) *1病院が東西2圏域の後方支援(1床)	5	なし
山口県 (H12～)	山口県精神科救急医療システム事業	3 東部 中部 西部	・県精神科病院協会 ・県診療所協会 ・大学 ・県立病院 ・警察 ・消防 ・精神保健福祉センター など (年2回)	県立こころの医療センター 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり		平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	輪番制 【東部】8病院(1床) 【中部】12病院(1床) 【西部】6病院(1床)	26	なし
徳島県 (H10～)	徳島県精神科救急医療システム整備事業	3 東部 西部 南部	・精神科病院協会 ・保健所 など (不定期)	なし	各当番病院 夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-9:00]	なし	輪番制 【東部】 夜間・休日 8病院(1床) 【西部】 平日夜間 4病院(1床) 【南部】 夜間(月・水・木) 2病院(1	14	県立中央病院

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急医療圏域の数 圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
香川県 (H16.7～)	香川県精神科救急医療システム整備事業	2 高松大川 中讃三豊	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・精神科診療所 ・県警 ・消防 ・保健所 ・県立病院 ・精神保健福祉センター など (年1回)	県立病院 夜間[17:00-8:30] 24時間精神医療相談窓口なし	/	平日のみ (保健所)	輪番制 【高松大川】5病院(1床) 【中讃三豊】8病院(1床)	13	県立病院
愛媛県 (H13～)	愛媛県精神科救急医療システム整備事業	1	・精神科病院 ・学識経験者 ・家族代表者 ・警察 ・消防 など (不定期)	精神科救急医療情報センター 平日昼間[17:00-22:00] 休日等[9:00-17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	/	平日のみ (保健所)	輪番制 7病院(1床)	7	当番病院以外の精神科救急医療施設
高知県 (H7～)	高知県精神科救急医療事業	1	・精神科救急医療施設 ・県医師会 ・救急医療情報センター ・高知大学 ・県立精神科病院 ・高知市消防局 ・県警 (年1回)	なし	・救急医療情報センターで当番病院を紹介 ・各当番病院 平日夜間[17:00-9:00] 土曜[12:00-9:00] 休日[9:00-9:00]	平日のみ (保健所)	輪番制 土曜休日 3病院(1床) 基幹病院 平日夜間(1床)	7	県立精神科病院
福岡県 (H10～)	福岡県精神科救急医療システム事業	4 福岡 北九州 筑豊 筑後	・学識経験者 ・県医師会 ・県精神科病院協会 ・大学病院 ・国立病院 ・警察 ・消防 ・保健所 ・精神保健福祉センター ・県立病院 ・政令指定都市 (年4回)	県医師会に委託 夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-9:00] 24時間精神医療相談窓口なし	/	なし	輪番制 【福岡】28病院(1床) * 休日夜間は2病院(2床) 【北九州】17病院(1床) 【筑豊】9病院(1床) 【筑後】24病院(1床)	78	・県立病院 ・指定病院
佐賀県 (H9～)	佐賀県精神科救急医療システム事業	3 佐賀東部 唐津伊万里 多久杵藤	なし	精神保健福祉センター 日曜・祝日、年末年始 [9:00-17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	/	平日のみ (保健所)	輪番制 【佐賀東部】8病院(1床) 【唐津伊万里】5病院(1床) 【多久杵藤】4病院(1床)	17	・佐賀大学医学部 附属病院 ・県立病院好生館

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏域の数 圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
長崎県 (H11～)	長崎県精神科救急 医療システム整備 事業	6 長崎・西彼 佐世保・北松 県央・県南 五島 杵岐 対馬	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・長崎大学 ・県警 ・消防 ・県立精神医療センター ・県精神保健センター ・離島精神科医療機関 代表 (年1回)	県立精神医療センター 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり		平日のみ (保健所)	輪番制 【長崎・西彼】11病院(1床) 【佐世保・北松】8病院(1床) 【県央・県南】15病院(1床) 【五島】1病院(1床) 【杵岐】2病院(1床) 【対馬】1病院(1床)	38	・県立精神医療センター ・国立病院機構長崎医療センター ・長崎大学医学部 歯学部付属病院
熊本県 (H9～)	熊本県精神科救急 医療システム整備 事業	2 北部 南部	・県医師会 ・病院協会 ・熊本大学病院 ・国立病院機構 ・県警 ・保健所 ・消防 など (年1回)	なし	各当番病院 夜間[17:00-9:00] 休日昼間[9:00-17:00] 土曜昼間[12:00-17:00] * 当番病院の当番表は、2ヶ月分 を1ヶ月前に保健所、県警、消防に 周知。	平日のみ (県庁/保健所)	輪番制 ○夜間 【全県】40病院(1床) ○休日 【北部】17病院(1床) 【南部】23病院(1床)	40	・県立こころの医療センター ・国立病院機構熊本医療センター ・国立病院機構菊池病院 ・熊本大学医学部 附属病院
大分県 (H11～)	大分県精神科救急 医療システム整備 事業	2 県北 県南	・大分大学医学部 ・県精神科病院協会 ・県精神神経科診療所 協会 ・保健所 など (年2回)	精神保健福祉センター 平日夜間[17:00-21:00] 休日[9:00-21:00] 24時間精神医療相談窓口なし		なし	輪番制 ○平日夜間 【全県】22病院(1床) ○休日 【県北】10病院(1床) 【県南】12病院(1床)	22	当番病院以外の精神科救急医療施設
宮崎県 (H9～)	宮崎県精神科救急 医療システム整備 事業	3 県北 県央 県西南	・県医師会 ・精神科病院協会 ・精神神経科診療所協会 ・宮崎大学医学部 ・県警本部 など (年1回)	なし	当番病院 休日(日曜・祝日・年末年始のみ) [9:00-9:00]	平日のみ (保健所)	輪番制 【県央】9病院(1床) 【県北】6病院(1床) 【県西南】6病院(1床)	21	病院間で協議 合併症等の場合は 一般救急システム、国公立病院
鹿児島県 (H8～)	鹿児島県精神科救急 医療体制整備事業	4 鹿児島 南薩 北薩 始良・大隈	・県精神科病院協会 ・県医師会 ・鹿児島大学 ・県消防長会 ・県警察本部 ・県保健所長 など (年1回)	県立病院 日・祝祭日、年末年始 [9:00-24:00] 24時間精神医療相談窓口なし		なし (ただし、相談窓口として 県庁及び保健所)	輪番制 【鹿児島】14病院(1床) 【北薩】8病院(1床) 【南薩】10病院(1床) 【始良・大隈】11病院(1床)	43	なし

5. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成19年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療圏域の数(圏域名)	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センターがない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急医療施設数	支援病院
沖縄県 (H10～)	沖縄県精神科救急医療システム事業	4 北 南 宮古 八重山	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・外来精神医学会 ・県精神障害者福祉会連合会 ・消防防災課 ・警察本部 ・公立病院 ・保健所 など (年1回)	総合精神保健福祉センター (沖縄県精神障害者福祉会連合会に委託) 平日夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-9:00] 24時間精神医療相談窓口なし		平日のみ (保健所)	輪番制 【北】8病院(1床) 【南】9病院(1床) 【宮古】1病院(1床) 【八重山】1病院(1床) *休日夜間は北・南圏域合わせて1県立病院(1床)	19	・県立病院 ・連携病院(一般病院) ・かかりつけ病院
札幌市	北海道と共同実施 *道内8圏域の内、道央(札幌)ブロック札幌圏サブブロックとして、札幌市は精神科救急情報センターを運用。		道のシステムとは別に、市内機関の調整のため以下の機関と会議を行っている。 ・市精神科医学会 ・道精神科診療所協会 ・精神保健福祉センター (年2回)	・区保健福祉課(10区) ・精神科救急情報センター 平日昼間[9:00-17:00] 夜間[17:00-9:00] 休日[9:00-9:00] 土曜[9:00-9:00] 24時間精神医療相談窓口あり		平日のみ (保健センター)			なし
仙台市	宮城県と共同実施					平日のみ (保健所)			
さいたま市	埼玉県と共同実施					なし			
千葉市	千葉県と共同実施					平日のみ (保健所)			
横浜市	神奈川県・川崎市と共同実施					原則平日日中のみ (保健センター)			
川崎市	神奈川県・横浜市と共同実施					なし			
静岡市	静岡県と共同実施					原則平日日中のみ (市庁/保健所)			
名古屋市	愛知県と共同実施					平日のみ (市庁/保健所)			
京都市	京都府と共同実施	1 (京都市府南部)		各保健所 平日[8:30-17:00] 精神医療相談窓口あり		平日・休日昼間 (精神保健福祉センター/保健所)	輪番制 休日昼間 10病院(2床)	10	指定病院など
大阪市	大阪府と共同実施					平日のみ (精神保健福祉センター)			
堺市	大阪府と共同実施					平日のみ (市庁)			
神戸市	兵庫県と共同実施					平日のみ (保健センター)			
広島市	広島県と共同実施					平日のみ (保健所)			
北九州市	福岡県と共同実施					なし			
福岡市	福岡県と共同実施					なし			

資料:精神・障害保健課
注)都道府県と共同実施している指定都市については、市独自の事項のみ記載。

1. 平成17年度精神保健福祉センター事業実績

(1) 一般事業

都道府県等	技術援助	研修会 (講習会)	広報普及		相談事業		調査研究 課題数 延件数	備考
	技術指導		(講習会・座談会等)		実件数	延件数		
	回数	回数	回数	参加人数				
北海道	96	9	95	1,020	316	780	2	
青森県	17	3	6	99	58	262	4	
岩手県	190	13	90	2,470	176	422	4	
宮城県	2				267	969	5	
秋田県	92	2	1	64	15	22	1	
山形県	46	29			62	308	1	
福島県	210	8	8	49	86	148	1	
茨城県	175	42	10	331	345	1,970	3	
栃木県	114	14	46	362	296	1,523	1	
群馬県	32	21	9	1,120	192	325	15	
埼玉県	3,080	31	81	7,118	6,939	7,128	2	
千葉県	5,770	58	114	2,291	5,422	5,667	7	
東京都	4,275	26	49	1,436	800	3,524	23	
神奈川県	541	20	27	4,167	1,586	3,219	13	
新潟県	38	19	8	390	73	431	5	
富山県	328	10	35	1,826	321	3,746	4	
石川県	189	1	25	1,090	73	299	1	
福井県	9	30	5	383	15	72	1	
山梨県	162	38	16	478	29	152	5	
長野県	408	67	72	3,568	626	2,165	6	
岐阜県	73	9			45	97		
静岡県	74		19	1,377	62	109	8	
愛知県	270	33	19	736	729	1,307	9	
三重県	278	40	37	2,927	100	163	1	
滋賀県	80	10	9	159	279	1,053	1	
京都府	59	18	10	85	113	351	1	
大阪府	87	47	245	4,366	234	16,899	15	
兵庫県	694	7	54	2,500	2,030	2,275	3	
奈良県	17	1	2	552	230	456		
和歌山県	121	7	1	60	50	55		
鳥取県	144	11	18	813	533	2,188	11	
島根県	37	5	1	37	21	62		
岡山県	71	7	1	318	396	4,933	5	
広島県	220	82	56	2,312	490	6,644	7	
山口県	139	7	18	478	99	779	3	
徳島県	118	1			145	753		
香川県	37	1	9	72	95	1,008	3	
愛媛県	116	7	12	640	74	308		
高知県	108	7	1	119	15	21	1	
福岡県	155	19	42	3,142	2,514	2,670	3	
佐賀県	141	12	12	353	272	274		
長崎県	113	2	14	2,560	82	106	3	
熊本県	427	6	6	41	260	900		
大分県	15	12	6	736	1,033	1,717	1	
宮崎県	1,226	1			10	53	2	
鹿児島県	8	6			433	767		
沖縄県	63	12			74	97		
札幌市	443	38	52	1,220	2,424	3,112	12	
仙台市	281	1	2	474	61	219	26	
さいたま市	260	18	11	150	154	558	3	
千葉市	9	7	22	799	652	842		
横浜市	130	38	23	613	56	133	5	
川崎市	155	7	5	581	176	766		
静岡市	62	11	18	1,135	526	1,390	2	
名古屋市	109	77	14	1,080	724	863		
京都市	42	24	45	200	17	75	3	
大阪市	471	54	25	1,243	36	36		
神戸市	23	12	30	1,900	332	2,466		
広島市	156	21			1,221	1,974	9	
北九州市	44	21	2	210	20	20	4	
福岡市	21	7			236	346		
合計	22,871	1,147	1,538	62,250	34,750	91,977	245	

(東京都内訳)

中部	1,323	14	17	384	332	1,133	8
多摩	2,008	8	2	90	223	1,598	10
台東区	944	4	30	962	245	793	5

資料：精神・障害保健課調

(2) 特定相談事業(思春期)

都道府県等	技術援助 技術指導	研修会 (講習会)	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
	回数	回数	回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	12				42	106	
青森県	6	1	9	69	27	87	
岩手県		3			5	10	
宮城県	48	1			76	373	
秋田県	15	3	15	457	11	41	
山形県	12	3			78	962	
福島県	12	1			9	9	
茨城県	7		1	343	83	356	
栃木県	9	3	2	64	76	295	
群馬県		1	5	657	64	114	
埼玉県	56	2	27	372	36	135	
千葉県	105	2	1	152	192	281	
東京都	531	27	6	398	425	2,471	
神奈川県	14	3	4	110	121	132	
新潟県	4	3	26	122	28	49	
富山県	36	4	2	230	84	1,167	
石川県	12	2	1	80	62	525	
福井県	3	2	1	192	97	394	
山梨県	199	5			105	719	
長野県	160	15	1	200	124	883	
岐阜県		1					
静岡県	19	3	22	262	105	588	
愛知県	12	1	1	78	90	133	
三重県			2	3	72	167	
滋賀県	18	6	36	269	361	655	
京都府	7				16	41	
大阪府	6	10			508	4,707	
兵庫県	67	1	33	515	150	589	
奈良県	1				16	16	
和歌山県	17		1	67	46	72	
鳥取県	95		21	563	203	1,143	
島根県	5	1			8	8	
岡山県	43	5	2	90	56	389	
広島県	8	13	12	66	48	286	
山口県	12		1	64	13	170	
徳島県	78	1			113	541	
香川県	30				73	621	
愛媛県		1			104	898	
高知県	43	8	5	33	24	72	
福岡県	28	8	7	1,580	412	514	
佐賀県	86	2	2	202	70	299	
長崎県	11	1	4	372	4	5	
熊本県	18	1			102	227	
大分県	12		3	74	77	145	
宮崎県	9		2	163	13	13	
鹿児島県	7	2	5	58	168	191	
沖縄県	4	1	1	209	35	35	
札幌市	6	3			438	477	
仙台市	9	3	3	213	80	686	
さいたま市	32	1	23	116	53	367	
千葉市			1	50	71	103	
横浜市	5	4	12	538	28	31	
川崎市	24		12	56	47	268	
静岡市	5	1	1	52		42	
名古屋市	14		16	58	59	94	
京都市	13	3	121	785	69	341	
大阪市	20		2	77	90	350	
神戸市					21	21	
広島市	17	2			233	248	
北九州市	9	5	4	159	4	4	
福岡市							
合計	2,031	169	456	10,218	5,825	24,666	

(東京都内訳)

中 部	156	20	1	264	108	501	
多 摩	127	6	1	20	183	921	
台東区	248	1	4	114	134	1,049	

資料:精神・障害保健課調

(3) 特定相談事業(アルコール)

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		備考
			回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	5	1			5	9	
青森県		1			3	3	
岩手県	38	1	10	52	30	69	
宮城県		1			17	23	
秋田県		1	1	94	5	6	
山形県	12		1	137	16	391	
福島県	2				7	7	
茨城県	3	2	1	29	32	36	
栃木県	2	18	20	429	26	41	
群馬県	1		5	50	74	167	
埼玉県	34	3	61	442	27	118	
千葉県	17	12	12	462	200	311	
東京都	443	9	22	2,139	643	2,771	
神奈川県	5	2	1	38	72	85	
新潟県							
富山県	23	1	1	250	3	23	
石川県	4	1	1	200	7	9	
福井県			5	880	9	21	
山梨県	5		2	1,080	3	3	
長野県	30	1	12	106	34	295	
岐阜県	5	1			21	21	
静岡県		1			9	25	
愛知県	2	1	5	2,043	19	19	
三重県	5				3	6	
滋賀県	20	1	48	964	41	69	
京都府	2	2	10	69	4	4	
大阪府	1	2	2	103	349	2,326	
兵庫県	18	5	12	121	25	44	
奈良県					1	1	
和歌山県							
鳥取県		6			11	23	
島根県	12	4	2	313	1	1	
岡山県	2				1	2	
広島県	4	2	2	96	5	6	
山口県					7	60	
徳島県	43	2			14	46	
香川県	1		16	106	7	61	
愛媛県					10	10	
高知県			12	49	3	5	
福岡県	10	21	21	273	253	253	
佐賀県	18	2	4	408	11	11	
長崎県	8	1	1	179	2	2	
熊本県	3	5	12	83	18	31	
大分県	1		2	203	45	96	
宮崎県	10	1	1	57	7	7	
鹿児島県	14	1	13	108	88	91	
沖縄県		1	1	227	7	7	
札幌市		1			81	81	
仙台市	47	1	4	1,202	47	797	
さいたま市	75	2	23	240	31	141	
千葉市			1	18	87	127	
横浜市	26	4	14	787	15	21	
川崎市	12		15	416	24	105	
静岡市	1	3	1	19		15	
名古屋市	2	1					
京都市	7	1	70	1,169	40	129	
大阪市	29		5	2,257	19	32	
神戸市	1				3	3	
広島市	1	1	2	102	74	77	
北九州市	3	4	8	629	33	69	
福岡市	1	1					
合計	1,008	132	462	18,629	2,629	9,212	

(東京都内訳)

中部	129	6	4	92	147	691	
多摩	92	2	7	932	228	1,124	
台東区	222	1	11	1,115	268	956	

資料:精神・障害保健課調

(4) 心の健康づくり推進事業

都道府県等	技術援助 技術指導 回数	研修会 (講習会) 回数	広報普及 (講習会・座談会等)		相談事業		心の電話 相談事業 延件数	備考
			回数	参加人数	実件数	延件数		
北海道	38		1	200	47	150	3,523	
青森県	148	1	1	200	1	7	2,010	
岩手県	20	3	67	1,484	80	163	1,294	
宮城県	23	1	20	2,579	134	498	3,369	
秋田県	36		12	65	39	203	1,635	
山形県	28	19	5	147	23	23	1,699	
福島県	91				93	444	1,590	
茨城県	3				33	236	2,244	
栃木県	19	3	2	372	48	121	3,518	
群馬県	21		4	272			4,105	
埼玉県	137	11			80	482	2,781	
千葉県	17	29	8	3,429	15	41	1,587	
東京都	262	5	10	368	132	619	26,523	
神奈川県	19	14	6	360	25	29	771	
新潟県	22	3	3	145	42	65	1,447	
富山県	94	2	22	1,994	543	543	1,375	
石川県	30				57	292	4,170	
福井県	5	2	49	1,438	297	891	1,819	
山梨県	26	1	6	1,573	66	454	3,777	
長野県	28	3	11	1,274	43	207	3,744	
岐阜県		1	8	1,064			2,621	
静岡県	4		1	88	8	26	5,038	
愛知県	22	2	7	637	1,041	1,227	1,005	
三重県	99	16	21	1,051	56	121	3,297	
滋賀県	30	2			28	30	2,582	
京都府	22	3	3	28	40	182	443	
大阪府	195		21	1,666	391	3,007	3,224	
兵庫県	123	4	38	1,078	51	91	1,866	
奈良県					1	1	53	
和歌山県	11	3	7	562			143	
鳥取県			6	550				
島根県	11				57	111	838	
岡山県	10	4	7	95	52	846	2,580	
広島県		1	2	570	452	4,026	2,618	
山口県	2	8	3	797			1,822	
徳島県								
香川県	8		11	16	136	1,009	3,244	
愛媛県			1	25	40	78	2,211	
高知県	15		10	56	91	198	630	
福岡県	64	17	32	2,450	85	89	2,537	
佐賀県	25				669	1,302	3,403	
長崎県	24	1	7	500	11	16	1,792	
熊本県	18	8			8	15	4,993	
大分県	14		1	1,078	34	105	2,530	
宮崎県	294	5	1	75	66	88	3,475	
鹿児島県	8	1	7	1,211	313	403	1,641	
沖縄県	45		1	52			928	
札幌市							2,548	
仙台市	87	4	1	590	286	1,432	9,259	
さいたま市	63	1	1	107	45	595	1,586	
千葉市							1,927	
横浜市	9	5	5	626	4	5	6,050	
川崎市					3	6	1,467	
静岡市	5	9	5	622		34	435	
名古屋市	54	1			210	230	1,156	
京都市	15	2	1	392	87	302	2,978	
大阪市	5		4	447			5,973	
神戸市	2	2	1	130			1,453	
広島市	8	2	1	500	571	625	561	
北九州市	42	4	6	200	2	2	421	
福岡市	51		8	424			2,598	
合計	2,452	203	455	33,587	6,636	21,670	166,907	

(東京都内訳)

中部	200	2			55	281	8,867	
多摩	38	2	2	100	61	312	9,333	
台東区	24	1	8	268	16	26	8,323	

資料：精神・障害保健課調

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく主な福祉サービス一覧

平成19年1月末現在

都道府県名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
北海道	公共施設利用料の減免
青森県	県有施設等の使用料の免除・減免、県バス協会加盟民間バスの県内路線バス運賃割引、県内民間鉄道(JR除く)4社の鉄道運賃割引制度、1級所持者の医療費助成
岩手県	公共施設等の利用料の減免
宮城県	公共施設等の利用料の割引
秋田県	公共施設等の利用料の割引、県内民営バス4社運賃割引
山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免
福島県	県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社・会津鉄道の運賃割引
茨城県	県立施設等の入館料等の減免、県内民営バス2社運賃割引
栃木県	各種公共施設等の利用料金の割引
群馬県	公共施設の利用料の減免、私営鉄道(上毛電鉄、上信電鉄、わたらせ渓谷鉄道)の運賃割引、一部私営バスの運賃割引
埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免
千葉県	公共施設等の入園料等の減免
東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行
神奈川県	県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除
新潟県	県立8施設の利用料の免除
富山県	県立22施設の個人利用料金の全額免除(専用利用を除く)
石川県	公共施設利用料の免除・割引
福井県	県立施設等の入場料の免除・減免、医療費助成制度(1級、2級)
山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居
長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居(単身も可)、医療費助成制度(1級)、バス運賃割引
岐阜県	県有施設の利用料の減免、免除、医療費助成制度(1、2級)、県営住宅の優先入居(1、2級)
静岡県	県立施設等の利用料の減免
愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減
三重県	県立施設等の利用料の免除・減額
滋賀県	通院医療費自己負担分の助成(精神手帳1・2級)、公共施設の利用料減免
京都府	公共施設の利用料減免
大阪府	公共施設の利用料減免、府営住宅の福祉世帯向け応募、一部府内バス・タクシー料金の減免
兵庫県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の優先入居(1、2級)
奈良県	県立施設等の利用料の免除
和歌山県	県有施設入場料・使用料の無料・減免

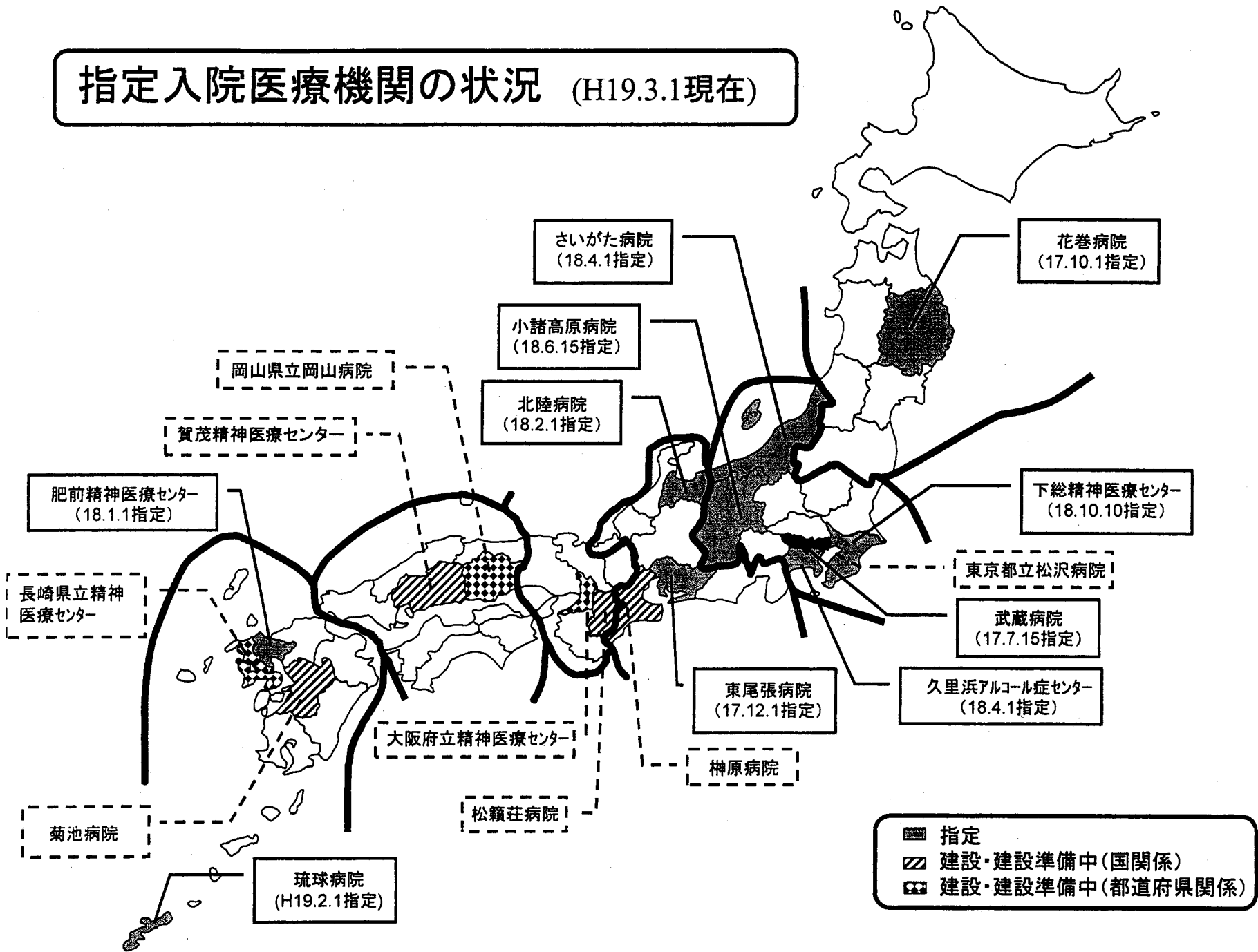
都道府県名	主 な サ ー ビ ス の 内 容
鳥取県	県立施設等の利用料の減免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)
島根県	県立施設等の利用料の免除・減免
岡山県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅入居優先制度
広島県	路線バス、鉄道(JR除く)の運賃割引、県立施設等利用料の減免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)
山口県	公共施設利用料の減免、県内有料道路通行料金助成、県内バス運賃割引、医療費助成(1級)
徳島県	バス運賃の減免、公共施設の利用料減免、県営住宅優先入居
香川県	県立施設入園料等の免除・減免
愛媛県	県公共施設利用料の減免、県営住宅への優先入居
高知県	県立施設利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、土佐くろしお鉄道運賃割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の入居当選率の優遇、県内第三セク鉄道2社の運賃割引制度
佐賀県	公共施設等の利用料割引、県内3社の県内路線バス運賃割引、県営住宅入居当選率の優遇、県内有料道路(高速道路除く)料金の割引
長崎県	公共施設の利用料減免、県内バス運賃割引、県内路面電車運賃割引、タクシー(一部を除く)10%割引
熊本県	医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除、一部市内在住者のバス・市電運賃の割引、県営住宅入居時抽選の倍率優遇
大分県	公共施設の一部利用料減免、医療費助成(1級)
宮崎県	公営住宅入居者選考時の優遇、収入基準の緩和
鹿児島県	県立施設等の使用料等減免・免除、県営住宅入居優先制度(1階)、肥薩おれんじ鉄道利用割引
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引、モノレール、路線バスの運賃割引
札幌市	市内公共交通機関交通費助成、公共施設の使用料等の減免
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金一部割引、市営住宅入居申込時の優遇措置
さいたま市	公共施設の使用料減免
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置(1、2級)、公共施設の利用料免除
横浜市	水道料金等の減免、バス・地下鉄等特別乗車券(無料バス)の交付、住み替え家賃助成、民間住宅あんしん入居助成(保証人がいない方に対する民間住宅への入居支援等)、市営住宅入居優先
川崎市	市営住宅入居優遇制度、市内運行バス特別乗車証等の交付、公営施設等の入場料割引、タクシー10%割引
静岡市	市内バス・電車の利用助成、市立施設のうち減免規定のある施設で入場料等を減免
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、資源やごみの排出支援、障害者医療費助成(1級、所得制限)
京都市	公共施設の利用料減免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)、市営住宅の優先選考(1、2級)、自立支援医療負担額の軽減
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、上下水道料金の減免(1級)、市内文化施設への入場優待
堺市	市立施設等の利用料の減免
神戸市	福祉乗車証(市内公共交通機関)、公共施設入館料の減免、障害者用駐車券(1級)、市立駐輪場の割引、重度障害者特別給付金(1級、20歳以上、所得制限あり)、重度障害者医療費助成(1級)
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水道料金の減免(1、2級)、公共施設利用料の減免、大型ごみ排出支援(単身者)
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料減免、障害者あんしん法律相談、自動車運転免許取得助成、タクシー利用券(1級)
福岡市	市営住宅の優先入居及び家賃の減免、市立施設等の利用料の減免、市営地下鉄運賃の助成

発達障害者支援センター設置状況

平成18年9月30日現在

都道府県 指定都市	名 称	所 在 地	電話番号
北海道	発達障害者支援センター「あおいそら」	〒041-0802 北海道函館市石川町90-7	0138-46-0851
青森県	青森県発達障害者支援センター「ステップ」	〒030-0822 青森県青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階	017-777-8201
岩手県	岩手県発達障害者支援センター	〒020-0173 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口203-4	019-641-1501
宮城県	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	〒981-3213 宮城県仙台市泉区南中山5-2-1	022-376-5306
山形県	山形県発達障害者支援センター	〒999-3145 山形県上市市河崎3-7-1	023-673-3314
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	〒311-3157 茨城県東茨城郡茨城町小幡2766-37	029-219-1222
栃木県	栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」	〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1	028-623-6111
群馬県	群馬県発達障害者支援センター	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12	027-254-5380
埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	〒350-0813 埼玉県川越市平塚新田東河原201-2	049-239-3553
千葉県	千葉県発達障害者支援センター	〒260-0856 千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3	043-227-8557
東京都	東京都発達障害者支援センター「トスカ」	〒156-0055 東京都世田谷区船橋1-30-9	03-3426-2318
神奈川県	神奈川県発達障害者支援センター「かながわA(エース)」	〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境218	0465-81-0288
新潟県	新潟県発達障害者支援センター「RISE(ライズ)」	〒951-8121 新潟県新潟市水道町1-5932	025-266-7033
富山県	発達障害者支援センター「あおぞら」	〒931-8443 富山県富山市下飯野36	076-438-8415
石川県	石川県発達障害者支援センター	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-6	076-238-5557
	自閉症児・者支援センター「パース」	〒920-3123 石川県金沢市福久東1-56	076-257-5551
山梨県	山梨県発達障害者支援センター	〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12	055-254-8631
長野県	長野県自閉症・発達障害者支援センター	〒380-0928 長野県長野市若里7-1-7	026-227-1810
岐阜県	岐阜県発達障害者支援センター「のぞみ」	〒502-0854 岐阜県岐阜市鷺山向井2563-57	058-233-5116
静岡県	静岡県こども家庭相談センター総合支援部	〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町2-20 静岡県静岡総合庁舎別館3階	054-286-9038
愛知県	あいち発達障害者支援センター	〒480-0392 愛知県春日井市神屋町713-8	0568-88-0811 (内線2222)
三重県	三重県自閉症・発達障害者支援センター	〒514-0818 三重県津市城山1-12-3	059-234-6527
滋賀県	滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」	〒526-0043 滋賀県長浜市大茂亥町415-1	0749-65-2191
大阪府	大阪府発達障害者支援センター「アクトおおさか」	〒569-0077 大阪府高槻市市野見町3-14 第2高谷ビル2階	072-662-0055
兵庫県	ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」	〒671-0122 兵庫県高砂市北浜町北脇519	0792-54-3601
奈良県	奈良県発達障害者支援センター「でいあ〜」	〒630-8424 奈良県奈良市古市町1-2 奈良仔鹿園内	0742-62-7746
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」	〒641-0044 和歌山県和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内	073-413-3200
鳥取県	鳥取県自閉症・発達障害者支援センター「エール」	〒682-0854 鳥取県倉吉市みどり町3564-1	0858-22-7208
島根県	島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」	〒699-0822 島根県出雲市神西沖町2534-2	0853-43-2252
	島根県西部発達障害者支援センター「ウィンド」	〒697-0005 島根県浜田市上府町イ2589	0855-28-0208
岡山県	おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山県岡山市祇園地先	086-275-9277
広島県	広島県発達障害者支援センター	〒739-0133 広島県東広島市八本松町米満461	082-497-0131
山口県	山口県発達障害者支援センター	〒753-0302 山口県山口市大字仁保中郷50	083-929-5012
徳島県	徳島県発達障害者支援センター	〒779-3124 徳島県徳島市国府町中360-1	088-642-4000
高知県	高知県立療育福祉センター発達支援部	〒780-8081 高知県高知市若草町10-5	088-844-1247
福岡県	福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」	〒825-0004 福岡県田川市夏吉4205-7	0947-46-9505
佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター「結」	〒841-0073 佐賀県鳥栖市江島町字西谷3300-1	0942-81-5728
長崎県	長崎県発達障害者支援センター	〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町24-3	0957-22-1802
熊本県	熊本県発達障害者支援センター	〒869-1217 熊本県菊池郡大津町森54-2	096-293-8189
大分県	大分県発達障害者支援センター「イコール」	〒879-7304 大分県豊後大野市犬飼町大寒2149-1	097-586-8080
宮崎県	宮崎県発達障害者支援センター	〒889-1601 宮崎県宮崎市清武町大字木原4257-7	0985-85-7660
鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	〒891-0175 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3720
札幌市	札幌市自閉症・発達障害者支援センター	〒007-0820 北海道札幌市東区東雁来町207	011-790-1616
仙台市	仙台市発達相談支援センター「アーテル」	〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央2-24-1	022-375-0110
横浜市	よこはま・自閉症支援室	〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台1-2-31 ヒルトトップス301	045-949-3744
名古屋市	名古屋市発達障害者支援センター	〒466-0827 愛知県名古屋市昭和区川名山町6-4	052-832-6172
京都市	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	〒602-8144 京都府京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1	075-841-0375
大阪市	大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」	〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6797-6931
広島市	広島市発達障害者支援センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町2-15-55	082-568-7328
北九州市	北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	〒802-0803 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	093-922-5523

指定入院医療機関の状況 (H19.3.1現在)



10 精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定

第1回 (昭和28年)	東京都	第29回 (昭和56年)	福岡県
第2回 (昭和29年)	〃	第30回 (昭和57年)	北海道
第3回 (昭和30年)	〃	第31回 (昭和58年)	静岡県
第4回 (昭和31年)	〃	第32回 (昭和59年)	新潟県
第5回 (昭和32年)	〃	第33回 (昭和60年)	広島県
第6回 (昭和33年)	〃	第34回 (昭和61年)	青森県
第7回 (昭和34年)	〃	第35回 (昭和62年)	京都府
第8回 (昭和35年)	〃	第36回 (昭和63年)	茨城県
第9回 (昭和36年)	大阪府	第37回 (平成元年)	宮崎県
第10回 (昭和37年)	神奈川県	第38回 (平成2年)	北海道
第11回 (昭和38年)	福岡県	第39回 (平成3年)	高知県
第12回 (昭和39年)	宮城県	第40回 (平成4年)	神奈川県
第13回 (昭和40年)	愛知県	第41回 (平成5年)	大阪府
第14回 (昭和41年)	北海道	第42回 (平成6年)	岡山県
第15回 (昭和42年)	東京都	第43回 (平成7年)	岩手県
第16回 (昭和43年)	兵庫県	第44回 (平成8年)	岐阜県
第17回 (昭和44年)	広島県	第45回 (平成9年)	佐賀県
第18回 (昭和45年)	新潟県	第46回 (平成10年)	新潟県
第19回 (昭和46年)	愛媛県	第47回 (平成11年)	三重県
第20回 (昭和47年)	熊本県	第48回 (平成12年)	鹿児島県
第21回 (昭和48年)	石川県	第49回 (平成13年)	長野県
第22回 (昭和49年)	東京都	第50回 (平成14年)	東京都
第23回 (昭和50年)	福島県	第51回 (平成15年)	兵庫県
第24回 (昭和51年)	北海道	第52回 (平成16年)	長崎県
第25回 (昭和52年)	島根県	第53回 (平成17年)	岩手県
第26回 (昭和53年)	香川県	第54回 (平成18年)	千葉県
第27回 (昭和54年)	大阪府	第55回 (平成19年)	富山県
第28回 (昭和55年)	神奈川県		(予 定)